

令和6年第1回定例会議案説明資料(新旧対照表)

4 議案第30号 千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	
(1) 千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	・・・ P3
(2) 千葉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	・・・ P49
(3) 千葉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例	・・・ P91
(4) 千葉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	・・・ P98
(5) 千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	・・・ P107
(6) 千葉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	・・・ P140
(7) 千葉市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	・・・ P151
(8) 千葉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	・・・ P156
(9) 千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	・・・ P163
(10) 千葉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	・・・ P168
(11) 千葉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	・・・ P171
(12) 千葉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	・・・ P177
(13) 千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する条例	・・・ P182

新旧対照表（千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

改正前	改正後
<p>千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 訪問介護</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第4条・第5条（略）</p> <p>（管理者）</p> <p>第6条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第3節（略）</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>（内容及び手続の説明並びに同意）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u></p> <p>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6（略）</p> <p>第9条～第22条（略）</p>	<p>千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 訪問介護</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第4条・第5条（略）</p> <p>（管理者）</p> <p>第6条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は 他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第3節（略）</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>（内容及び手続の説明並びに同意）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第276条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）</u></p> <p>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6（略）</p> <p>第9条～第22条（略）</p>

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

第23条(略)

(1)・(2)(略)

(新設)

(新設)

(3)・(4)(略)

第24条～第32条(略)

(揭示)

第33条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

を揭示しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(新設)

第34条～第40条(略)

(記録の整備)

第41条(略)

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

第23条(略)

(1)・(2)(略)

(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)・(6)(略)

第24条～第32条(略)

(揭示)

第33条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第34条～第40条(略)

(記録の整備)

第41条(略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 第19条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録
(新設)

(3) 第26条に規定する 市町村への通知に係る記録

(4) 第37条第2項に規定する 苦情の内容等の記録

(5) 第39条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第41条の2～第41条の3 (略)

第6節 基準該当居宅サービスに関する基準

第42条 (略)

(管理者)

第43条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第44条～第46条 (略)

第3章 訪問入浴介護

第1節 基本方針

第47条・第48条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第23条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第26条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第39条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第41条の2～第41条の3 (略)

第6節 基準該当居宅サービスに関する基準

第42条 (略)

(管理者)

第43条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は 他他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第44条～第46条 (略)

第3章 訪問入浴介護

第1節 基本方針

第47条・第48条 (略)

(管理者)

第49条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第51条・第52条 (略)

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第53条 (略)

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(3)～(5) (略)

第54条～第56条の2 (略)

(記録の整備)

第57条 (略)

2 (略)

(1) 次条において準用する第19条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(管理者)

第49条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は
他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第51条・第52条 (略)

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第53条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(7) (略)

第54条～第56条の2 (略)

(記録の整備)

第57条 (略)

2 (略)

(1) 次条において準用する第19条第2項の規定による 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第53条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身

(2) 次条において準用する第26条に規定する 市町村への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第37条第2項に規定する 苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第58条 (略)

第5節 基準該当居宅サービスに関する基準

第59条 (略)

(管理者)

第60条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第61条・第62条 (略)

第4章 訪問看護

第1節 基本方針

第63条・第64条 (略)

(管理者)

第65条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステー

の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 次条において準用する第26条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第58条 (略)

第5節 基準該当居宅サービスに関する基準

第59条 (略)

(管理者)

第60条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第61条・第62条 (略)

第4章 訪問看護

第1節 基本方針

第63条・第64条 (略)

(管理者)

第65条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステー

シヨンの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第67条～第70条 (略)

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第71条 (略)

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(3)～(5) (略)

第72条～第76条 (略)

(記録の整備)

第77条 (略)

2 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 次条において準用する第19条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(5) 次条において準用する第26条に規定する 市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第37条第2項に

シヨンの他の職務に従事し、又は
他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第67条～第70条 (略)

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第71条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(7) (略)

第72条～第76条 (略)

(記録の整備)

第77条 (略)

2 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 次条において準用する第19条第2項の規定による 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(5) 第71条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(6) 次条において準用する第26条の規定による 市町村への通知に係る記録

(7) 次条において準用する第37条第2項の

規定する 苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第39条第2項に

規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第78条 (略)

第5章 訪問リハビリテーション

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

第80条 (略)

2 (略)

(新設)

3 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（千葉市指定介護予防サービス等条例第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。次条第2項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（千葉市指定介護予防サービス等条例第78条に規定す

規定による 苦情の内容等の記録

(8) 次条において準用する第39条第2項の

規定による 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第78条 (略)

第5章 訪問リハビリテーション

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

第80条 (略)

2 (略)

3 **指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、千葉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第61号。第136条第4項及び第190条第1項第1号において「千葉市介護老人保健施設条例」という。）第3条又は千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第62号。第136条第4項及び第190条第1項第4号において「千葉市介護医療院条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。**

4 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（千葉市指定介護予防サービス等条例第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。次条第2項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（千葉市指定介護予防サービス等条例第78条に規定す

る指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。次条第2項において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、千葉市指定介護予防サービス等条例第79条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなす。

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第82条・第83条 (略)

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第84条 (略)

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(3)～(5) (略)

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第85条 (略)

2・3 (略)

(新設)

る指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。次条第2項において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、千葉市指定介護予防サービス等条例第79条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなす。

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第82条・第83条 (略)

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第84条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(7) (略)

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第85条 (略)

2・3 (略)

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければ

4 (略)

5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第136条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第140条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

第86条 (略)

(記録の整備)

第87条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 次条において準用する第19条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(3) 次条において準用する第26条に規定する 市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第37条第2項に規定する 苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

ならない。

5 (略)

6 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第136条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第140条第1項から第5項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

第86条 (略)

(記録の整備)

第87条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 次条において準用する第19条第2項の規定による 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第84条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第26条の規定による 市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第37条第2項の規定による 苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第88条 (略)

第6章 居宅療養管理指導

第1節～第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第92条・93条 (略)

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第94条 (略)

(1)～(3) (略)

(新設)

(新設)

(4)～(7) (略)

2 (略)

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(3)～(7) (略)

3 (略)

(1)・(2) (略)

(新設)

第88条 (略)

第6章 居宅療養管理指導

第1節～第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第92条・93条 (略)

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第94条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(5) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(6)～(9) (略)

2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(9) (略)

3 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない

<p>(新設)</p> <p><u>(3)</u>・<u>(4)</u> (略)</p>	<p><u>場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p><u>(5)</u>・<u>(6)</u> (略)</p>
<p>第95条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第96条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 次条において準用する第19条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2)</u> 次条において準用する第26条に規定する 市町村への通知に係る記録</p> <p><u>(3)</u> 次条において準用する第37条第2項に規定する 苦情の内容等の記録</p> <p><u>(4)</u> 次条において準用する第39条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>第95条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第96条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 次条において準用する第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(2) 第94条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(3)</u> 次条において準用する第26条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p><u>(4)</u> 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p><u>(5)</u> 次条において準用する第39条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
<p>第97条 (略)</p> <p>第7章 通所介護</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>第99条 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第100条 指定通所介護事業者は、指定通所</p>	<p>第97条 (略)</p> <p>第7章 通所介護</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>第99条 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第100条 指定通所介護事業者は、指定通所</p>

介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節（略）

第4節 運営に関する基準

第102条・第103条（略）

（指定通所介護の具体的取扱方針）

第104条（略）

（1）・（2）（略）

（新設）

（新設）

（3）・（4）（略）

第105条～第110条の3（略）

（記録の整備）

第111条（略）

2（略）

（1）（略）

（2）次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

（新設）

介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は 他**の**事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節（略）

第4節 運営に関する基準

第102条・第103条（略）

（指定通所介護の具体的取扱方針）

第104条（略）

（1）・（2）（略）

（3）指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

（4）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（5）・（6）（略）

第105条～第110条の3（略）

（記録の整備）

第111条（略）

2（略）

（1）（略）

（2）次条において準用する第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

（3）第104条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の

(3) 次条において準用する第26条に規定する 市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第37条第2項に規定する 苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第112条 (略)

第5節 共生型居宅サービスに関する
基準

第113条 (略)

(準用)

第114条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第31条の2、第33条から第35条まで、第36条、第37条、第39条の2、第40条、第55条、第98条、第100条及び第101条第4項並びに前節（第112条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第106条に規定する運営規程をいう。第33条第1項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第27条、第31条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第101条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深

記録

(4) 次条において準用する第26条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第112条 (略)

第5節 共生型居宅サービスに関する
基準

第113条 (略)

(準用)

第114条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第31条の2、第33条から第35条まで、第36条、第37条、第39条の2、第40条、第55条、第98条、第100条及び第101条第4項並びに前節（第112条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第106条に規定する運営規程をいう。第33条第1項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第27条、第31条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第101条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深

夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第104条第2号、第105条第5項、第107条第3項及び第4項並びに第110条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第111条第2項第2号中「次条において準用する第19条第2項」とあるのは「第19条第2項」と、**同項第3号**中「次条において準用する第26条」とあるのは「第26条」と、**同項第4号**中「次条において準用する第37条第2項」とあるのは「第37条第2項」と読み替えるものとする。

第6節 基準該当居宅サービスに関する基準

第131条（略）

（管理者）

第132条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第133条・第134条（略）

第8章 通所リハビリテーション

第1節（略）

第2節 人員に関する基準

第136条（略）

2・3（略）

（新設）

夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第104条第2号、第105条第5項、第107条第3項及び第4項並びに第110条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第111条第2項第2号中「次条において準用する第19条第2項」とあるのは「第19条第2項」と、**同項第4号**中「次条において準用する第26条」とあるのは「第26条」と、**同項第5号**中「次条において準用する第37条第2項」とあるのは「第37条第2項」と読み替えるものとする。

第6節 基準該当居宅サービスに関する基準

第131条（略）

（管理者）

第132条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第133条・第134条（略）

第8章 通所リハビリテーション

第1節（略）

第2節 人員に関する基準

第136条（略）

2・3（略）

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、千葉市介護老人保健施設条例

4 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、千葉市指定介護予防サービス等条例第117条第1項から**第3項**までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、**前3項**に規定する基準を満たしているものとみなす。

第137～138条（略）

（指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針）

第139条（略）

（1）・（2）（略）

（新設）

（新設）

（3）・**（4）**（略）

（通所リハビリテーション計画の作成）

第140条（略）

2・3（略）

（新設）

第3条又は千葉市介護医療院条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

5 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、千葉市指定介護予防サービス等条例第117条第1項から**第4項**までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、**前各項**に規定する基準を満たしているものとみなす。

第137～138条（略）

（指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針）

第139条（略）

（1）・（2）（略）

（3）指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

（4）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（5）・**（6）**（略）

（通所リハビリテーション計画の作成）

第140条（略）

2・3（略）

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に

4・5 (略)

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第85条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなす。

第141条～第143条 (略)

(記録の整備)

第144条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 次条において準用する第19条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(3) 次条において準用する第26条に規定する 市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第37条第2項に規定する 苦情の内容等の記録

当っては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

5・6 (略)

7 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第85条第1項から第5項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第5項までに規定する基準を満たしているものとみなす。

第141条～第143条 (略)

(記録の整備)

第144条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 次条において準用する第19条第2項の規定による 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第139条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第26条の規定による 市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第37条第2項の規定による 苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第145条 (略)

第9章 短期入所生活介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

第147条 (略)

(管理者)

第148条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第151条～第153条 (略)

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第154条 (略)

2・3 (略)

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 (略)

(新設)

(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第145条 (略)

第9章 短期入所生活介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

第147条 (略)

(管理者)

第148条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は 他**の**事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第151条～第153条 (略)

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第154条 (略)

2・3 (略)

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

5 (略)

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を

6 (略)

第155条～第165条 (略)

(新設)

(記録の整備)

第166条 (略)

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第19条第2項に

講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 (略)

第155条～第165条 (略)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第165条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

(記録の整備)

第166条 (略)

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第19条第2項の

規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第154条第5項に**規定する** 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第26条に**規定する** 市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第37条第2項に**規定する** 苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第39条第2項に**規定する** 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第167条 (略)

第5節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1款・第2款 (略)

第3款 運営に関する基準

第172条 (略)

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第173条 (略)

2～7 (略)

(新設)

規定による 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第154条第5項の**規定による** 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第26条の**規定による** 市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第37条第2項の**規定による** 苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第39条第2項の**規定による** 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第167条 (略)

第5節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1款・第2款 (略)

第3款 運営に関する基準

第172条 (略)

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第173条 (略)

2～7 (略)

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者

は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的

8 (略)

第174条～第177条 (略)

(勤務体制の確保等)

第178条 (略)

2～4 (略)

(新設)

5 (略)

第179条・第180条 (略)

第6節 (略)

第7節 基準該当居宅サービスに関する基準

第181条・第182条 (略)

(管理者)

第183条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第184条～第187条 (略)

第10章 短期入所療養介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

第189条 指定短期入所療養介護の事業を行

**拘束等の適正化のための研修を定期的
実施すること。**

9 (略)

第174条～第177条 (略)

(勤務体制の確保等)

第178条 (略)

2～4 (略)

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

第179条・第180条 (略)

第6節 (略)

第7節 基準該当居宅サービスに関する基準

第181条・第182条 (略)

(管理者)

第183条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は 彼の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第184条～第187条 (略)

第10章 短期入所療養介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

第189条 指定短期入所療養介護の事業を行

う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) ・ (2) (略)

(3) 診療所（前号に該当するものを除く。）

である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者**及び入院患者**の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。

(4) (略)

2 (略)

(設備に関する基準)

第190条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（**千葉県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例**（平成24年千葉県条例第61号）第42条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

(2) ・ (3) (略)

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（**千葉県介護医療院の人**

う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) ・ (2) (略)

(3) 診療所（前号に該当するものを除く。）

である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。

(4) (略)

2 (略)

(設備に関する基準)

第190条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（**千葉県介護老人保健施設条例**

第42

条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

(2) ・ (3) (略)

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（**千葉県介護医療院条例**

員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第62号）

第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第206条第1項及び第214条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

2 前項第2号及び第3号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、**前項**に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 (略)

(対象者)

第191条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、**診療所** の指定短期入所療養介護を提供する病室**又は病院の老人性認知症患者療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。第201条において同じ。）**において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

第192条 (略)

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第193条 (略)

2～5 (略)

第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第206条第1項及び第214条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

2 前項第2号及び第3号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、**同項**に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 (略)

(対象者)

第191条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室**又は診療所**の指定短期入所療養介護を提供する病室

において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

第192条 (略)

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第193条 (略)

2～5 (略)

(新設)

6 (略)

第194～200条 (略)

(定員の遵守)

第201条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 療養病床を有する病院**若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院**である指定短期入所療養介護事業所においては、**療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟**に係る病床数及び**療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟**に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3)・(4) (略)

(記録の整備)

第202条 (略)

2 (略)

(1) (略)

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 (略)

第194～200条 (略)

(定員の遵守)

第201条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 療養病床を有する病院**又は**診療所である指定短期入所療養介護事業所においては、**療養病床**に係る病床数及び**療養病床**に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3)・(4) (略)

(記録の整備)

第202条 (略)

2 (略)

(1) (略)

- (2) 第193条第5項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 次条において準用する第19条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 次条において準用する第26条に規定する 市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第37条第2項に規定する 苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第39条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第203条 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第31条の2、第33条、第34条、第36条から第40条まで（第38条第2項を除く。）、第55条、第107条、第109条、第143条、第151条、第152条第2項及び第165条 の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第31条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第107条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第143条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第151条第1項中「第163条」とあるのは「第200条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

- (2) 第193条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 次条において準用する第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 次条において準用する第26条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第39条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第203条 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第31条の2、第33条、第34条、第36条から第40条まで（第38条第2項を除く。）、第55条、第107条、第109条、第143条、第151条、第152条第2項、第165条及び第165条の2の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第31条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第107条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第143条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第151条第1項中「第163条」とあるのは「第200条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 ユニット型指定短期入所療養
介護の事業の基本方針並びに設備及
び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

第204条・第205条

第2款 設備に関する基準

第206条 **ユニット型指定短期入所療養介護
の**

事業を行う者（以
下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」
という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユ
ニット型指定短期入所療養介護事業所」とい
う。）の設備に関する基準は、**次のとおり**

とする。

**（1）介護老人保健施設であるユニット型指定
短期入所療養介護事業所にあつては、法に
規定する介護老人保健施設として必要と
される施設及び設備（ユニット型介護老人
保健施設に関するものに限る。）を有する
こととする。**

**（2）療養病床を有する病院であるユニット型
指定短期入所療養介護事業所にあつては、
健康保険法等の一部を改正する法律（平成
18年法律第83号）附則第130条の2
第1項の規定によりなおその効力を有す
るものとされた同法第26条の規定によ
る改正前の法（以下この号及び次号におい
て「平成18年旧介護保険法」という。）
に規定する指定介護療養型医療施設（平成
18年旧介護保険法第48条第1項第3
号に規定する指定介護療養型医療施設を
いう。次号において同じ。）として必要と
される設備（ユニット型指定介護療養型医
療施設（千葉市指定居宅サービス等の事業
の人員、設備及び運営に関する基準を定め**

第5節 ユニット型指定短期入所療養
介護の事業の基本方針並びに設備及
び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

第204条・第205条

第2款 設備に関する基準

第206条 **介護老人保健施設であるユニット**

型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以
下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」
という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユ
ニット型指定短期入所療養介護事業所」とい
う。）の設備に関する基準は、**法に規定する介
護老人保健施設として必要とされる施設及び
設備（ユニット型介護老人保健施設に関する
ものに限る。）を有することとする。**

（削る）

（削る）

る条例等の一部を改正する条例（平成30年千葉市条例第8号）第6条の規定による改正前の千葉市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第62号）第41条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。次号において同じ。）（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

（3）療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

（4）介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

（新設）

（削る）

（削る）

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

（1）療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

（2）療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

（ア）病室

a 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができ

ること。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者

が使用するのに適したものとする
こと。

イ 廊下幅

1. 8メートル以上とすること。ただ
し、中廊下の幅は、2. 7メートル以上
とすること。

ウ 機能訓練室

内法による測定で40平方メートル以
上の床面積を有し、必要な器械及び器具
を備えること。

エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適し
たものとする。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら
当該ユニット型指定短期入所療養介護事
業所の用に供するものでなければなら
ない。ただし、利用者に対する指定短期入所
療養介護の提供に支障がない場合は、この
限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法
施行規則(昭和23年厚生省令第50号)
第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床
を有する病院であるユニット型指定短期
入所療養介護事業所は、消火設備その他の
非常災害に際して必要な設備を設けるこ
ととする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット
型指定短期入所療養介護事業所の設備に関
する基準は、次に掲げる設備を有することと
する。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット
型指定短期入所療養介護事業所は、ユニッ
ト及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット
型指定短期入所療養介護事業所のユニッ
ト、廊下、機能訓練室及び浴室については、
次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

- a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するの

に適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

1. 8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2. 7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（千葉県指定介護予防サービス等条例第191条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。第214条において同じ）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（千葉県指定介護予防サービス等条例第189条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。第214条において同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、千葉県指定介護予防サービス等条例**第191条第1項に規定する設備**に関する基準を満たすことをもって、**前項**に規定する基準を満たしているものとみなす。

第3款 運営に関する基準

第207条 (略)

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第208条 (略)

2～7 (略)

(新設)

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（千葉県指定介護予防サービス等条例第191条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。第214条において同じ）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（千葉県指定介護予防サービス等条例第189条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。第214条において同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、千葉県指定介護予防サービス等条例**第191条第1項から第4項までに規定する設備**に関する基準を満たすことをもって、**前各項**に規定する基準を満たしているものとみなす。

第3款 運営に関する基準

第207条 (略)

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第208条 (略)

2～7 (略)

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

8 (略)

第209条～第212条 (略)

(勤務体制の確保等)

第213条 (略)

2～4 (略)

(新設)

5 (略)

第11章 特定施設入居者生活介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業員の員数)

第217条 (略)

2～8 (略)

(新設)

9 (略)

第209条～第212条 (略)

(勤務体制の確保等)

第213条 (略)

2～4 (略)

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

第11章 特定施設入居者生活介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業員の員数)

第217条 (略)

2～8 (略)

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、第1項第2号ア中「1」とあるのは「0.9」と、第2項第2号ア中「1以上」とあるのは「0.9以上」とする。

(1) 第236条において準用する第165条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

(管理者)

第218条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第220～227条 (略)

(新設)

第228～232条 (略)

(協力医療機関等)

第233条 (略)

(新設)

オ 特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第218条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は 他 の 事 業 所、 施 設 等 の 職 務 に 従 事 す る こ と が で き る も の と す る。

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第220～227条 (略)

(口腔衛生の管理)

第227条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第228～232条 (略)

(協力医療機関等)

第233条 (略)

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに

	<p>当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</p> <p>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</p> <p>(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</p>
(新設)	<p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</p>
(新設)	<p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</p>
(新設)	<p>5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p>
(新設)	<p>6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</p>
2 (略)	7 (略)

第234条（略）

（記録の整備）

第235条（略）

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1）（略）

（2）第223条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

（3）第225条第5項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（4）第232条第3項に規定する 結果等の記録

（5）次条において準用する第26条に規定する 市町村への通知に係る記録

（6）次条において準用する第37条第2項に規定する 苦情の内容等の記録

（7）次条において準用する第39条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第236条 第11条、第12条、第21条、第26条、第31条の2、第33条から第35条まで、第36条、第37条、第39条から第40条まで、第54条、第55条、第109条、第110条及び第158条

の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第54条中「訪問入浴介護従業者」とあ

第234条（略）

（記録の整備）

第235条（略）

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1）（略）

（2）第223条第2項の規定による 提供した具体的なサービスの内容等の記録

（3）第225条第5項の規定による 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（4）第232条第3項の規定による 結果等の記録

（5）次条において準用する第26条の規定による 市町村への通知に係る記録

（6）次条において準用する第37条第2項の規定による 苦情の内容等の記録

（7）次条において準用する第39条第2項の規定による 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第236条 第11条、第12条、第21条、第26条、第31条の2、第33条から第35条まで、第36条、第37条、第39条から第40条まで、第54条、第55条、第109条、第110条、第158条及び第16

5条の2の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第54条中「訪問入浴介護従業者」とあ

るのは「特定施設従業者」と、第110条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第1款 (略)

第2款 人員に関する基準

第239条 (略)

(管理者)

第240条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3款 (略)

第4款 運営に関する基準

第242～245条 (略)

(記録の整備)

第246条 (略)

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第243条第2項に規定する 受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録

るのは「特定施設従業者」と、第110条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第1款 (略)

第2款 人員に関する基準

第239条 (略)

(管理者)

第240条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は
他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3款 (略)

第4款 運営に関する基準

第242～245条 (略)

(記録の整備)

第246条 (略)

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第243条第2項の規定による 受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録

- (3) 前条第8項に規定する 結果等の記録
- (4) 次条において準用する第26条に規定する 市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第37条第2項に規定する 苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第39条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第223条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (8) 次条において準用する第225条第5項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (9) 次条において準用する第232条第3項に規定する 結果等の記録

第12章 福祉用具貸与
第1節 基本方針

第248条 (略)

(福祉用具専門相談員の員数)

第249条 指定福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定福祉用具貸与事業者」という。)が当該事業を行う事業所(次条、第256条及び第260条第2項において「指定福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員(介護保険法施行令第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 (略)

(管理者)

第250条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければなら

- (3) 前条第8項の規定による結果等の記録
- (4) 次条において準用する第26条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第39条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第223条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (8) 次条において準用する第225条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (9) 次条において準用する第232条第3項の規定による結果等の記録

第12章 福祉用具貸与
第1節 基本方針

第248条 (略)

(福祉用具専門相談員の員数)

第249条 指定福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定福祉用具貸与事業者」という。)が当該事業を行う事業所(次条、第256条及び第260条第2項において「指定福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 (略)

(管理者)

第250条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければなら

ない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節（略）

第4節 運営に関する基準

第252条・第253条（略）

（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第254条

（1）（略）

（新設）

（2）～（4）（略）

（新設）

（新設）

ない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は
他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節（略）

第4節 運営に関する基準

第252条・第253条（略）

（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第254条

（1）（略）

（2）法第8条第12項に規定する厚生労働大臣

が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

（3）～（5）（略）

（6）指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

（7）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録

(5)・(6) (略)

(福祉用具貸与計画の作成)

第255条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容

等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第273条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

2～4 (略)

(新設)

(新設)

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

6 (略)

(掲示及び目録の備え付け)

第260条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他

しなければならない。

(8)・(9) (略)

(福祉用具貸与計画の作成)

第255条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）

を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第273条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

2～4 (略)

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ

、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

8 (略)

(掲示及び目録の備え付け)

第260条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他

の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

を掲示しなければならない。

ない。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、**前項に規定する事項**を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**同項**の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

3 (略)

(記録の整備)

第261条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 第259条第4項に**規定する** 結果等の記録

(新設)

(3) 次条において準用する第19条第2項に**規定する** 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第26条に**規定する** 市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第37条第2項に**規定する** 苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第39条第2項に**規定する** 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第262条 第8条から第19条まで、第21条、第26条、第31条の2、第34条、第

の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 **(以下この条において単に**

「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、**重要事項**を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**前項**の規定による掲示に代えることができる。

3 **指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。**

4 (略)

(記録の整備)

第261条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 第259条第4項の**規定による**結果等の記録

(3) 第254条第7号の**規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録**

(4) 次条において準用する第19条第2項の**規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録

(5) 次条において準用する第26条の**規定による**市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第37条第2項の**規定による**苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第39条第2項の**規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第262条 第8条から第19条まで、第21条、第26条、第31条の2、第34条、第

35条、第36条から第40条まで、第55条並びに第107条第1項、第2項及び第4項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第29条」とあるのは「第256条」と、同項、第31条の2第2項並びに第39条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第19条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第21条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、**第107条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と**

読み替えるものとする。

第5節 基準該当居宅サービスに関する基準

第263条（略）

（準用）

第264条 第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第26条、第31条の2、第34条、第35条、第36条から第40条まで（第37条第5項及び第6項を除く。）、第55条、第107条第1項、第2項及び第4項、第248条、第250条、第251条並びに前節（第252条第1項及び第262条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用す

35条、第36条から第40条まで、第55条並びに第107条第1項、第2項及び第4項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第29条」とあるのは「第256条」と、同項、第31条の2第2項並びに第39条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第19条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第21条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、**第107条第2項**

中

「処遇」とあるのは「サービス利用」と、**同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。**

第5節 基準該当居宅サービスに関する基準

第263条（略）

（準用）

第264条 第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第26条、第31条の2、第34条、第35条、第36条から第40条まで（第37条第5項及び第6項を除く。）、第55条、第107条第1項、第2項及び第4項、第248条、第250条、第251条並びに前節（第252条第1項及び第262条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用す

る。この場合において、第8条第1項中「第29条」とあるのは「第256条」と、同項、第31条の2第2項並びに第39条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第19条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、**第107条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と**

、第252条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第13章 特定福祉用具販売

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

第266条 (略)

(管理者)

第267条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特

る。この場合において、第8条第1項中「第29条」とあるのは「第256条」と、同項、第31条の2第2項並びに第39条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第19条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、**第107条第2項**

中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、**同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と**、第252条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第13章 特定福祉用具販売

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

第266条 (略)

(管理者)

第267条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特

定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、
又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の
職務に従事することができるものとする。

第3節（略）

第4節 運営に関する基準

第269条～271条（略）

（指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針）

第272条（略）

（1）（略）

（新設）

（2）・（3）（略）

（新設）

（新設）

（新設）

定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、
又は
他の事業所、施設等の
職務に従事することができるものとする。

第3節（略）

第4節 運営に関する基準

第269条～271条（略）

（指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針）

第272条（略）

（1）（略）

（2）対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

（3）・（4）（略）

（5）対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

（6）指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

（7）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の

(4) (略)

(特定福祉用具販売計画の作成)

第273条 (略)

2～4 (略)

(新設)

(記録の整備)

第274条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 第269条に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(3) 次条において準用する第26条に規定する 市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第37条第2項に規定する 苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第275条 第8条から第14条まで、第16条から第18条まで、第26条、第31条の2、第32条、第34条、第35条、第36条から第40条まで、第55条、第107条第1項、第2項及び第4項、第253条、第256条から第258条まで並びに第260

状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(8) (略)

(特定福祉用具販売計画の作成)

第273条 (略)

2～4 (略)

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

(記録の整備)

第274条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 第269条の規定による 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第272条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第26条の規定による 市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第37条第2項の規定による 苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第275条 第8条から第14条まで、第16条から第18条まで、第26条、第31条の2、第32条、第34条、第35条、第36条から第40条まで、第55条、第107条第1項、第2項及び第4項、第253条、第256条から第258条まで並びに第260

条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第29条」とあるのは「第275条において準用する第256条」と、同項、第31条の2第2項、第32条第3項第1号及び第3号並びに第39条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第32条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、**第107条第1項、第2項及び第4項中「通所介護事業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と**

、
第253条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第256条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第257条第1項及び第258条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、第260条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

第14章 雑則

(電磁的記録等)

第276条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができ

条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第29条」とあるのは「第275条において準用する第256条」と、同項、第31条の2第2項、第32条第3項第1号及び第3号並びに第39条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第32条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、**第107条第2項**

中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、**同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、**

第253条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第256条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第257条第1項及び第258条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、第260条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

第14章 雑則

(電磁的記録等)

第276条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができ

る情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条第1項(第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第167条(第180条において準用する場合を含む。)、第180の3、第187条、第203条(第215条において準用する場合を含む。)、第236条、第247条、第262条、第264条及び第275条において準用する場合を含む。)及び第223条第1項(第247条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

以下 (略)

る情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条第1項(第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第167条(第180条において準用する場合を含む。)、第180の3、第187条、第203条(第215条において準用する場合を含む。)、第236条、第247条、第262条、第264条及び第275条において準用する場合を含む。)及び第223条第1項(第247条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録

により行うことができる。

2 (略)

以下 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

新旧対照表（千葉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

改正前	改正後
<p>千葉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 介護予防訪問入浴</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第47条・第48条（略）</p> <p>（管理者）</p> <p>第49条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第3節（略）</p> <p>第4節 運営に関する基準 （内容及び手続の説明並びに同意）</p> <p>第50条の2（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u></p> <p>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>千葉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 介護予防訪問入浴</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第47条・第48条（略）</p> <p>（管理者）</p> <p>第49条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第3節（略）</p> <p>第4節 運営に関する基準 （内容及び手続の説明並びに同意）</p> <p>第50条の2（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第266条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）</u>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p>

第50条の3～第54条の3（略）

（掲示）

第54条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第54条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる**重要事項**を

掲示しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、**前項に規定する事項**を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**同項**の規定による掲示に代えることができる。

（新設）

第54条の5～第54条の11（略）

（記録の整備）

第55条（略）

2（略）

（1）第50条の13第2項に**規定する** 提供した具体的なサービスの内容等の記録
（新設）

（2）第51条の3に規定する 市町村への通知に係る記録

（3）第54条の8第2項に規定する 苦情の

第50条の3～第54条の3（略）

（掲示）

第54条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第54条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「**重要事項**」という。）を掲示しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、**重要事項**を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**前項**の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第54条の5～第54条の11（略）

（記録の整備）

第55条（略）

2（略）

（1）第50条の13第2項の**規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録

（2）**第58条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録**

（3）第51条の3の規定による市町村への通知に係る記録

（4）第54条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

<p>内容等の記録</p> <p>(4)第54条の10第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>第56条～第57条 (略)</p> <p>(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準</p> <p>第59条 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第60条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第61条・第62条 (略)</p>	<p>(5)第54条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>第56条～第57条 (略)</p> <p>(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準</p> <p>第59条 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第60条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第61条・第62条 (略)</p>
---	--

第4章 介護予防訪問看護

第1節 基本方針

第63条・第64条（略）

（管理者）

第65条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3（略）

第3節 設備に関する基準

第66条（略）

第4節 運営に関する基準

第67条～第72条（略）

（記録の整備）

第73条（略）

2（略）

（1）～（3）（略）

（4）次条において準用する第50条の13第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

（新設）

（5）次条において準用する第51条の3に規定する 市町村への通知に係る記録

（6）次条において準用する第54条の8第2項に規定する 苦情の内容等の記録

（7）次条において準用する第54条の10第2項に規定する 事故の状況及び事故に

第4章 介護予防訪問看護

第1節 基本方針

第63条・第64条（略）

（管理者）

第65条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3（略）

第3節 設備に関する基準

第66条（略）

第4節 運営に関する基準

第67条～第72条（略）

（記録の整備）

第73条（略）

2（略）

（1）～（3）（略）

（4）次条において準用する第50条の13第2項の規定による 提供した具体的なサービスの内容等の記録

（5）第76条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（6）次条において準用する第51条の3の規定による 市町村への通知に係る記録

（7）次条において準用する第54条の8第2項の規定による 苦情の内容等の記録

（8）次条において準用する第54条の10第2項の規定による 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

際して採った処置についての記録

第74条・第75条（略）

（指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針）

第76条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第63条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

（1）～（7）（略）

（新設）

（8）～（13）（略）

（14）第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。

（15）当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあつては、第2号から第6号まで及び第10号から第14号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（第86条第10号及び第95条第2項第7号において「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

（主治の医師との関係）

第77条（略）

2・3（略）

4 前条第15号の規定は、主治の医師の文書

第74条・第75条（略）

（指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針）

第76条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第63条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

（1）～（7）（略）

（8）指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

（9）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（10）～（15）（略）

（16）第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。

（17）当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあつては、第2号から第6号まで、第9号及び第12号から前号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（第86条第13号並びに第95条第2項第9号及び第3項第6号において「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

（主治の医師との関係）

第77条（略）

2・3（略）

4 前条第17号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

による指示について準用する。

第5章 介護予防訪問リハビリテーション

ョン

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

第79条 (略)

2 (略)

(新設)

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者(千葉県指定居宅サービス等条例第80条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。次条第2項において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション(千葉県指定居宅サービス等条例第79条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。次条第2項において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、

第5章 介護予防訪問リハビリテーシ

ョン

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

第79条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事

業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、千葉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉市条例第61号。第117条第4項及び第174条第1項第1号において「千葉市介護老人保健施設条例」という。)第3条又は千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉市条例第62号。第117条第4項及び第174条第1項第4号において「千葉市介護医療院条例」という。)第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者(千葉県指定居宅サービス等条例第80条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。次条第2項において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション(千葉県指定居宅サービス等条例第79条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。次条第2項において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、

千葉県指定居宅サービス等条例第80条第

1項に規定する人員

に関する基準を満たすことをもって、**第1項**に規定する基準を満たしているものとみなす。

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第81条・第82条 (略)

(記録の整備)

第83条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2)次条において準用する第50条の13第2項**に規定する** 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(3)次条において準用する第51条の3**に規定する** 市町村への通知に係る記録

(4)次条において準用する第54条の8第2項**に規定する** 苦情の内容等の記録

(5)次条において準用する第54条の10第2項**に規定する** 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第84条 (略)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第85条 (略)

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第86条 (略)

千葉県指定居宅サービス等条例第80条第

1項**から第3項までに規定する人員**に関する基準を満たすことをもって、**前3項**に規定する基準を満たしているものとみなす。

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第81条・第82条 (略)

(記録の整備)

第83条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2)次条において準用する第50条の13第2項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)第86条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)次条において準用する第51条の3**の規定による**市町村への通知に係る記録

(5)次条において準用する第54条の8第2項**の規定による**苦情の内容等の記録

(6)次条において準用する第54条の10第2項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第84条 (略)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第85条 (略)

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第86条 (略)

(1)指定介護予防訪問リハビリテーションの

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例**第4条**に規定する担当職員

、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。

）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) ～ (4) (略)
(新設)

提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議

（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例**第4条第1項**に規定する担当職員**及び同条第2項に規定する介護支援専門員**、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。**第250条第4号及び第264条第3号において同じ。**）

の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) ～ (4) (略)

(5) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

(6) (略)

(5) (略)

(6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第125条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなす。

(7)・(8) (略)

(新設)

(新設)

(9)～(13) (略)

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

第6章 介護予防居宅療養管理指導

(7) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第125条第2号から第6号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなす。

(8)・(9) (略)

(10) **指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。**

(11) **前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。**

(12)～(16) (略)

(17) 第1号から第15号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

第6章 介護予防居宅療養管理指導

第1節～第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第1節～第3節（略）

第4節 運営に関する基準

第90条・第91条（略）

（記録の整備）

第92条（略）

2（略）

- (1) 次条において準用する第50条の13第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

（新設）

(2) 次条において準用する第51条の3に規定する 市町村への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第54条の8第2項に規定する 苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第54条の10第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第93条・第94条（略）

（指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針）

第95条（略）

(1)・(2)（略）

（新設）

（新設）

第90条・第91条（略）

（記録の整備）

第92条（略）

2（略）

- (1) 次条において準用する第50条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第95条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 次条において準用する第51条の3の規定による 市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第54条の8第2項の規定による 苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第54条の10第2項の規定による 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第93条・第94条（略）

（指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針）

第95条（略）

(1)・(2)（略）

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) 第2号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必

(3)前号 に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。

(4) ～ (7) (略)

2 (略)

(1) ・ (2) (略)

(新設)

(新設)

(3) ～ (7) (略)

3 (略)

(1) ・ (2) (略)

(新規)

(新規)

(3) ・ (4) (略)

第8章 介護予防通所リハビリテーション

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

第117条 (略)

2・3 (略)

(新設)

要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。

(6) ～ (9) (略)

2 (略)

(1) ・ (2) (略)

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) ～ (9) (略)

3 (略)

(1) ・ (2) (略)

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) ・ (6) (略)

第8章 介護予防通所リハビリテーション

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

第117条 (略)

2・3 (略)

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものと

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、千葉市指定居宅サービス等条例第136条第1項から**第3項**までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、**前3項**に規定する基準を満たしているものとみなす。

第3節 設備に関する基準

第118条～121条（略）

（記録の整備）

第122条（略）

2（略）

（1）（略）

（2）次条において準用する第50条の13第2項に**規定する** 提供した具体的なサービスの内容等の記録

（新設）

（3）次条において準用する第51条の3に**規定する** 市町村への通知に係る記録

（4）次条において準用する第54条の8第2項に**規定する** 苦情の内容等の記録

みなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、千葉市介護老人保健施設条例第3条又は千葉市介護医療院条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、千葉市指定居宅サービス等条例第136条第1項から**第4項**までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、**前各項**に規定する基準を満たしているものとみなす。

第3節 設備に関する基準

第118条～121条（略）

（記録の整備）

第122条（略）

2（略）

（1）（略）

（2）次条において準用する第50条の13第2項の**規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録

（3）第125条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（4）次条において準用する第51条の3の**規定による**市町村への通知に係る記録

（5）次条において準用する第54条の8第2項の**規定による**苦情の内容等の記録

（6）次条において準用する第54条の10第2項の**規定による**事故の状況及び事故に

(5)次条において準用する第54条の10第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第123条・124条(略)

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第125条(略)

(1)～(4)(略)

(新設)

(5)(略)

(6)指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第86条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなす。

(7)・(8)(略)

(新設)

際して採った処置についての記録

第123条・124条(略)

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第125条(略)

(1)～(4)(略)

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

(6)(略)

(7)指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第86条第2号から第6号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなす。

(8)・(9)(略)

(10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するた

(新設)

(9) ~ (12) (略)

(13) 第1号から第11号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

第126条・第127条 (略)

第9章 介護予防短期入所生活介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

第128条・第129条 (略)

(管理者)

第130条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第133条~第135条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第136条 指定介護予防短期入所生活介護

め緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12) ~ (15) (略)

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

第126条・第127条 (略)

第9章 介護予防短期入所生活介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

第128条・第129条 (略)

(管理者)

第130条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第133条~第135条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第136条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用

事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）**を行ってはならない。

2 (略)
(新設)

第137条・第138条 (略)

(定員の遵守)

第139条 (略)

2 利用者の状況又は当該利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準条例**第4条**に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、**前項各号**に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活

者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束等**

を行ってはならない。

2 (略)

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者

は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

第137条・第138条 (略)

(定員の遵守)

第139条 (略)

2 利用者の状況又は当該利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準条例**第4条第1項**に規定する担当職員**及び同条第2項に規定する介護支援専門員**が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、**同項各号**に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

介護を行うことができるものとする。

第139条の2・第140条（略）

（新設）

（記録の整備）

第141条（略）

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1）（略）

（2）次条において準用する第50条の13第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

（3）第136条第2項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（4）次条において準用する第51条の3に規定する 市町村への通知に係る記録

（5）次条において準用する第54条の8第2項に規定する 苦情の内容等の記録

（6）次条において準用する第54条の10第

第139条の2・第140条（略）

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第140条の2 指定介護予防短期入所生活

介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

（記録の整備）

第141条（略）

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1）（略）

（2）次条において準用する第50条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

（3）第136条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（4）次条において準用する第51条の3の規定による市町村への通知に係る記録

（5）次条において準用する第54条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

（6）次条において準用する第54条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

2項に規定する 事故の状況及び事故に
際して採った処置についての記録

第142条 (略)

第5節 介護予防のための効果的
な支援の方法に関する基準 (略)

第6節 ユニット型指定介護予防
短期入所生活介護の事業の基本
方針、設備及び運営並びに介護予
防のための効果的な支援の方法
に関する基準

第1款～第2款 (略)

第3款 運営に関する基準

第155条・第156条 (略)

(勤務体制の確保等)

第157条 (略)

2～4 (略)

(新設)

5 (略)

第158条・第159条 (略)

第4款 介護予防のための効果
的な支援の方法に関する基準
(略)

第7節 共生型介護予防サービス
に関する基準 (略)

第8節 基準該当介護予防サービ
スに関する基準

第165条・第166条 (略)

(管理者)

第142条 (略)

第5節 介護予防のための効果的
な支援の方法に関する基準 (略)

第6節 ユニット型指定介護予防
短期入所生活介護の事業の基本
方針、設備及び運営並びに介護予
防のための効果的な支援の方法
に関する基準

第1款～第2款 (略)

第3款 運営に関する基準

第155条・第156条 (略)

(勤務体制の確保等)

第157条 (略)

2～4 (略)

**5 ユニット型指定介護予防短期入所生活
介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管
理等に係る研修を受講するよう努めなけれ
ばならない。**

6 (略)

第158条・第159条 (略)

第4款 介護予防のための効果
的な支援の方法に関する基準
(略)

第7節 共生型介護予防サービス
に関する基準 (略)

第8節 基準該当介護予防サービ
スに関する基準

第165条・第166条 (略)

(管理者)

第167条 基準該当介護予防短期入所生活
介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生

第167条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第168条～第171条 (略)

第10章 介護予防短期入所療養介護

第172条 (略)

第2節 人員に関する基準

第173条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 診療所（前号に該当するものを除く。）

である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。

(4) (略)

2 (略)

第3節 設備に関する基準

第174条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりと

活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は 他 の 事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第168条～第171条 (略)

第10章 介護予防短期入所療養介護

第172条 (略)

第2節 人員に関する基準

第173条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 診療所（前号に該当するものを除く。）

である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者 の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。

(4) (略)

2 (略)

第3節 設備に関する基準

第174条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短

する。

(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設 (**千葉県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (平成24年千葉県条例第61号)**)第42条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。第191条第1項第1号及び第195条第1号において同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。

(2)・(3) (略)

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院 (**千葉県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (平成24年千葉県条例第62号)**)第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第191条第1項及び第195条において同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。

2・3 (略)

(対象者)

第175条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、**診療所** の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室**又は病院の老人性認知症疾患療養病棟 (健康保険法等の一部を改正**

期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設 (**千葉県介護老人保健施設条例**

第42条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。第191条第1項第1号及び第195条第1号において同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。

(2)・(3) (略)

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院 (**千葉県介護医療院条例**

第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第191条第1項及び第195条において同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。

2・3 (略)

(対象者)

第175条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室**又は診療所**の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室

する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

第176条（略）

（身体的拘束等の禁止）

第177条（略）

2（略）

（新設）

第178条（略）

（定員の遵守）

第179条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（1）（略）

（2）療養病床を有する病院**若しくは診療所又**

において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

第176条（略）

（身体的拘束等の禁止）

第177条（略）

2（略）

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

（2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（3）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第178条（略）

（定員の遵守）

第179条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（1）（略）

（2）療養病床を有する病院**又は**診療所

である指定介護予防短期入所療養介護

は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、**療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟**に係る病床数及び**療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟**に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3)・(4) (略)

(記録の整備)

第180条 (略)

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2)次条において準用する第50条の13第2項に**規定する** 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)第177条第2項に**規定する** 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)次条において準用する第51条の3に**規定する** 市町村への通知に係る記録

(5)次条において準用する第54条の8第2項に**規定する** 苦情の内容等の記録

(6)次条において準用する第54条の10第2項に**規定する** 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第181条 第50条の3から第50条の7まで、第50条の9、第50条の10、第50条の13、第51条の2、第51条の3、第53条、第54条の2の2、第54条の4、第54条の5、第54条の7から第54条の

事業所にあつては、**療養病床**

に係る病床数及び**療養**

病床

に係

る病室の定員を超えることとなる利用者数

(3)・(4) (略)

(記録の整備)

第180条 (略)

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2)次条において準用する第50条の13第2項の**規定による** 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)第177条第2項の**規定による** 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)次条において準用する第51条の3の**規定による** 市町村への通知に係る記録

(5)次条において準用する第54条の8第2項の**規定による** 苦情の内容等の記録

(6)次条において準用する第54条の10第2項の**規定による** 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第181条 第50条の3から第50条の7まで、第50条の9、第50条の10、第50条の13、第51条の2、第51条の3、第53条、第54条の2の2、第54条の4、第54条の5、第54条の7から第54条の11まで(第54条の9第2項を除く。)、第120条の2、第120条の4、第121条、

11まで(第54条の9第2項を除く。)、第120条の2、第120条の4、第121条、第133条、第134条第2項**及び第140条**の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第54条の2の2第2項、第54条の4第1項並びに第54条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第54条の4第1項中「第54条」とあるのは「第178条」と、第120条の2第3項及び第4項並びに第121条第2項第1号及び第3号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第133条第1項中「第138条」とあるのは「第178条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第182条～第190条 (略)

第191条 **ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の** 事業を行う者(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、**次のとおり**

とする。

(1) 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに

第133条、第134条第2項、第140条及び第140条の2の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第54条の2の2第2項、第54条の4第1項並びに第54条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第54条の4第1項中「第54条」とあるのは「第178条」と、第120条の2第3項及び第4項並びに第121条第2項第1号及び第3号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第133条第1項中「第138条」とあるのは「第178条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第182条～第190条 (略)

第191条 **介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の**事業を行う者(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、**法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)**を有することとする。

(削る)

(削る)

限る。)を有することとする。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法(以下この項において「平成18年旧介護保険法」という。)に規定する指定介護療養型医療施設(平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。次号において同じ。)として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(平成30年千葉県条例第8号)第6条の規定による改正前の千葉県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第62号)第41条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。次号において同じ。)(療養病床を有する病院に限る。)に関するものに限る。)を有することとする。

(削る)

(3) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る。)に関するものに限る。)を有することとする。

(削る)

(4) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護

医療院に関するものに限る。)を有することとする。

(新設)

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型介護予防指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 一の病室の定員は、1人とする
こと。ただし、利用者への指定介護
予防短期入所療養介護の提供上
必要と認められる場合は、2人と
することができること。

b 病室は、いずれかのユニットに
属するものとし、当該ユニットの
共同生活室に近接して一体的に設
けること。ただし、一のユニット
の利用者の定員は、原則としてお
おむね10人以下とし、15人を
超えないものとする。

c 一の病室の床面積等は、10.
65平方メートル以上とするこ
と。ただし、aただし書の場合に
あつては、21.3平方メートル
以上とする。

d ブザー又はこれに代わる設備を
設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニ
ットに属するものとし、当該ユニ
ットの利用者が交流し、共同で日

常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

1. 8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2. 7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室

内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する

(新設)

指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 一の病室の定員は、1人とする
こと。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

1. 8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

(新設)

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者(千葉県指定居宅サービス等条例第206条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業(千葉県指定居宅サ

ウ 機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者(千葉県指定居宅サービス等条例第206条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業(千葉県指定居宅サービス等条例第204条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。第

ービス等条例第204条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。第195条において同じ。) とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、千葉県指定居宅サービス等条例**第206条第1項に規定する設備**に関する基準を満たすことをもって、**前項**に規定する基準を満たしているものとみなす。

第192条～第193条 (略)

(勤務体制の確保等)

第194条 (略)

2～4 (略)

(新設)

5 (略)

第195条～第202条 (略)

第11章 介護予防特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業員の員数)

第203条 (略)

2～8 (略)

(新設)

195条において同じ。) とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、千葉県指定居宅サービス等条例**第206条第1項から第4項までに規定する設備**に関する基準を満たすことをもって、**前各項**に規定する基準を満たしているものとみなす。

第192条～第193条 (略)

(勤務体制の確保等)

第194条 (略)

2～4 (略)

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

第195条～第202条 (略)

第11章 介護予防特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業員の員数)

第203条 (略)

2～8 (略)

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1以上」とあるのは、「0.9以上」とする。

(1) 第217条において準用する第140条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検

(管理者)

第204条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準 (略)

第4節 運営に関する基準

第206条～第210条 (略)

(新設)

討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第204条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準 (略)

第4節 運営に関する基準

第206条～第210条 (略)

(口腔衛生の管理)

第210条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整

第211～213条 (略)
(協力医療機関等)
第214条 (略)
(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第211～213条 (略)

(協力医療機関等)

第214条 (略)

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の

(新設)

2 (略)

第215条 (略)

(記録の整備)

第216条 (略)

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第209条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第211条第2項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第213条第3項に規定する 結果等の記録

(5) 次条において準用する第51条の3に規定する 市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第54条の8第2項に規定する 苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第54条の10第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 (略)

第215条 (略)

(記録の整備)

第216条 (略)

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第209条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第211条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第213条第3項の規定による結果等の記録

(5) 次条において準用する第51条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第54条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第54条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第217条 第50条の5、第50条の6、第51条の2から第52条まで、第54条の2

第217条 第50条の5、第50条の6、第51条の2から第52条まで、第54条の2の2、第54条の4

から第54条の11まで(第54条の9第2項を除く。)、第120条の4及び第139条の2

の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第52条、第54条の2の2第2項、

第54条の10の2第1号及び第3号並びに第54条の4第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、**同項**

中「第54条」とあるのは「第212条」と、第139条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第5節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第1款 (略)

第2款 人員に関する基準

(管理者)

第228条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3款 (略)

第4款 運営に関する基準

第230～232条 (略)

の2、第54条の4から第54条の8まで、**第54条の10**から第54条の11まで

、第120条の4

、第139条の2及び第140条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第52条、第54条の2の2第2項、**第54条の4第1項並びに**第54条の10の2第1号及び第3号

中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、**第54条の4第1項**中「第54条」とあるのは「第212条」と、第139条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第5節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第1款 (略)

第2款 人員に関する基準

(管理者)

第228条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3款 (略)

第4款 運営に関する基準

第230～232条 (略)

(記録の整備)

第233条 (略)

(記録の整備)

第233条 (略)

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第235条第2項に規定する 受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録

(3) 前条第8項に規定する 結果等の記録

(4) 次条において準用する第51条の3に規定する 市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第54条の8第2項に規定する 苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第54条の10第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 次条において準用する第209条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(8) 次条において準用する第211条第2項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(9) 次条において準用する第213条第3項に規定する 結果等の記録
(準用)

第234条 第50条の5、第50条の6、第51条の2から第53条まで、第54条の2の2、第54条の4から

第54条の11まで(第54条の9第2項を除く。)、第120条の4、第139条の2、第207条、第209条から第211条まで 及び第213条から第215条までの規定は、外部サービス利用

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第235条第2項の規定による受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録

(3) 前条第8項の規定による結果等の記録

(4) 次条において準用する第51条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第54条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第54条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 次条において準用する第209条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(8) 次条において準用する第211条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(9) 次条において準用する第213条第3項の規定による結果等の記録
(準用)

第234条 第50条の5、第50条の6、第51条の2から第53条まで、第54条の2の2、第54条の4から第54条の8まで、

第54条の10から第54条の11まで、第120条の4、第139条の2、第207条、第209条、

第210条、第211条及び第213条から第215条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合におい

型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第52条、第54条の2の2第2項並びに第54条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第54条の4第1項中「第54条」とあるのは「第231条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第54条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第139条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第209条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第213条第1項から第3項までの規定中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

第5款（略）

第12章 介護予防福祉用具貸与

第1節（略）

第2節 人員に関する基準

（福祉用具専門相談員の員数）

第238条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令

第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2（略）

て、第52条、第54条の2の2第2項並びに第54条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第54条の4第1項中「第54条」とあるのは「第231条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第54条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第139条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第209条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第213条第1項から第3項までの規定中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

第5款（略）

第12章 介護予防福祉用具貸与

第1節（略）

第2節 人員に関する基準

（福祉用具専門相談員の員数）

第238条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令（**平成10年政令第412号**）第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2（略）

（管理者）

(管理者)

第239条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第240条 (略)

第4節 運営に関する基準

第241条～245条 (略)

(掲示及び目録の備え付け)

第246条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第242条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を 掲示しなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

3 (略)

(記録の整備)

第247条 (略)

2 (略)

(1)次条において準用する第50条の13第

239条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は
他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第240条 (略)

第4節 運営に関する基準

第241条～245条 (略)

(掲示及び目録の備え付け)

第246条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第242条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

4 (略)

(記録の整備)

第247条 (略)

2 (略)

(1)次条において準用する第50条の13第2項の規定による提供した具体的なサー

2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録
(新設)

(2)第245条第4項に規定する 結果等の記録

(3)次条において準用する第51条の3に規定する 市町村への通知に係る記録

(4)次条において準用する第54条の8第2項に規定する 苦情の内容等の記録

(5)次条において準用する第54条の10第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) (略)

第248条～第249条 (略)

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第250条 (略)

(1)～(3) (略)

(新設)

ビスの内容等の記録

(2)第250条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3)第245条第4項の規定による結果等の記録

(4)次条において準用する第51条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(5)次条において準用する第54条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6)次条において準用する第54条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

第248条～第249条 (略)

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第250条 (略)

(1)～(3) (略)

(4)法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第11項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

(4) ～ (6) (略)

(新設)

(新設)

(7) (略)

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第251条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間

等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第265条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

2～4 (略)

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(5) ～ (7) (略)

(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) (略)

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第251条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第265条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

2～4 (略)

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、モニタリング

を行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その

6～8（略）

第6節（略）

第13章 特定介護予防福祉用具販売

第1節（略）

第2節 人員に関する基準

第255条（略）

（管理者）

第256条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節（略）

第4節 運営に関する基準

第258条～第260条（略）

（記録の整備）

第261条（略）

2（略）

（1）第258条に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

（新設）

（2）次条において準用する第51条の3に規定する 市町村への通知に係る記録

（3）次条において準用する第54条の8第2

継続の必要性について検討を行うものとする。

6～8（略）

第6節（略）

第13章 特定介護予防福祉用具販売

第1節（略）

第2節 人員に関する基準

第255条（略）

（管理者）

第256条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は
他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節（略）

第4節 運営に関する基準

第258条～第260条（略）

（記録の整備）

第261条（略）

2（略）

（1）第258条の規定による 提供した具体的なサービスの内容等の記録

（2）第264条第8号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（3）次条において準用する第51条の3の規定による 市町村への通知に係る記録

（4）次条において準用する第54条の8第2

項に規定する 苦情の内容等の記録

(4)次条において準用する第54条の10第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(5) (略)

第262条・第263条 (略)

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第264条 (略)

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)・(4) (略)

(新設)

(新規)

(新規)

項の規定による 苦情の内容等の記録

(5)次条において準用する第54条の10第2項の規定による 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) (略)

第262条・第263条 (略)

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第264条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

(4)・(5) (略)

(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(8) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心

(5) (略)

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)
第265条 (略)
2～4 (略)
(新設)

第14章 雑則

(電磁的記録等)

第266条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第50条の5第1項(第62条、第74条、第84条、第93条、第123条、第142条(第159条において準用する場合を含む。)、第164条の3、第171条、第181条(第196条において準用する場合を含む。)、第217条、第234条、第248条、第253条及び第262条において準用する場合を含む。))及び第209条第1項(第234条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録 **(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができ**

身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(9) (略)

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)
第265条 (略)
2～4 (略)

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第14章 雑則

(電磁的記録等)

第266条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第50条の5第1項(第62条、第74条、第84条、第93条、第123条、第142条(第159条において準用する場合を含む。)、第164条の3、第171条、第181条(第196条において準用する場合を含む。)、第217条、第234条、第248条、第253条及び第262条において準用する場合を含む。))及び第209条第1項(第234条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録

<p><u>ない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)</u>により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第267条 (略)</p>	<p>により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第267条 (略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

新旧対照表（千葉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

改正前	改正後
<p>千葉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>目次（略）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 人員に関する基準 （介護支援専門員の員数）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35</p> <p style="text-align: right;">又はその端数を増</p> <p>すごとに1とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（管理者）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>千葉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>目次（略）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 人員に関する基準 （介護支援専門員の員数）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数<u>（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44</u>又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。</u></p> <p>（管理者）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p>

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第3章 運営に関する基準
(内容及び手続の説明並びに同意)

第6条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ

、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき

説明を行い、理解を得なければならない。

(新設)

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 管理者が 他**の**事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第3章 運営に関する基準
(内容及び手続の説明並びに同意)

第6条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が

第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること

等につき

説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画

3 (略)

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、**第7項**で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) **磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物**

をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 (略)

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、**第4項**の規定により第1項に規定する重要事項を提供しよ

の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4 (略)

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、**第8項**で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) **電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）**

をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

6 (略)

7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

8 指定居宅介護支援事業者は、**第5項**の規定により第1項に規定する重要事項を提供しよ

うとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) **第4項各号**に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) (略)

8 (略)

第7条～第14条 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)～(13)の2 (略)

(14) (略)

ア 少なくとも1月に1回、**利用者の居宅を訪問し、当該**利用者に面接すること。

(新設)

うとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) **第5項各号**に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) (略)

9 (略)

第7条～第14条 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっ

ては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合に

は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(13)の2 (略)

(14) (略)

ア 少なくとも1月に1回、
利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

イ (略)

(15) ~ (25) (略)

(26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、
指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮すること。

(27) (略)

第16条~第23条の2 (略)

(揭示)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、**前項に規定する事項**を記載した書面を当該指定居宅介護支

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を利用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ (略)

(15) ~ (25) (略)

(26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、**地域包括支援センターの設置者である**指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮すること。

(27) (略)

第16条~第23条の2 (略)

(揭示)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項**(以下この条において単**

に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、**重要事項**を記載した書面を当該指定居宅介護支

援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**同項**の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

第25条～第30条(略)

(記録の整備)

第31条(略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2)(略)

(新設)

(3) 第18条に規定する 市町村への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する 苦情の内容等の記録

(5) 第29条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4章(略)

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(第32条において準用する場合を含む。))及び第

援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**前項**の規定による掲示に代えることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第25条～第30条(略)

(記録の整備)

第31条(略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2)(略)

(3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4章(略)

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(第32条において準用する場合を含む。))及び第

<p>15条第24号（第32条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>）により行うことができる。</p> <p>2（略）</p> <p>以下（略）</p>	<p>15条第24号（第32条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録</p> <p>により行うことができる。</p> <p>2（略）</p> <p>以下（略）</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

新旧対照表（千葉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

改正前	改正後
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（担当職員の員数）</p> <p>第4条 指定介護予防支援事業者 は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。 （新設）</p> <p>（管理者）</p> <p>第5条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所 ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 前項に規定する</p> <p>管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。 （新設）</p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（担当職員の員数）</p> <p>第4条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所 ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</p> <p>（管理者）</p> <p>第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平</p>

改正前	改正後
<p>(新設)</p> <p>(内容及び手続の説明並びに同意)</p> <p>第6条(略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者</p>	<p><u>成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p><u>4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</u></p> <p><u>(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</u></p> <p>(内容及び手続の説明並びに同意)</p> <p>第6条(略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者又はその家族に対し</u>、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者</p>

改正前	改正後
<p>について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員</p> <p>の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない</p> <p>4 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u></p> <p style="text-align: right;">をもって調製</p> <p>するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>5～8 (略)</p> <p>第7条～第11条 (略)</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員 <u>(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)</u></p> <p>の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製</p> <p>するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>5～8 (略)</p> <p>第7条～第11条 (略)</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第12条 (略)</p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。</u></p> <p><u>3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なけ</u></p>

改正前	改正後
<p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。</p> <p>第15条～第22条 (略)</p> <p>(揭示)</p>	<p><u>ればならない。</u></p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章の規定（第32条第29号の規定を除く。）を遵守するよう措置させなければならないこと。</p> <p>第15条～第22条 (略)</p> <p>(揭示)</p>

改正前	改正後
<p>第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項</p> <p>を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第24条～第29条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 第32条第14号に規定する 評価の結果の記録</p> <p>オ (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)</p> <p>を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</p> <p>第24条～第29条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 第32条第14号の規定による 評価の結果の記録</p> <p>オ (略)</p> <p>(3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為 (第32条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」とい</p>

改正前	改正後
<p><u>(3) 第17条に規定する</u> 市町村への通知に係る記録</p> <p><u>(4) 第27条第2項に規定する</u> 苦情の内容等の記録</p> <p><u>(5) 第28条第2項に規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>第31条 (略)</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)～(15) (略)</p> <p>(16) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始</p>	<p><u>う。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(4) 第17条の規定による</u> 市町村への通知に係る記録</p> <p><u>(5) 第27条第2項の規定による</u> 苦情の内容等の記録</p> <p><u>(6) 第28条第2項の規定による</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>第31条 (略)</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(3)～(15) (略)</p> <p>(16) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始</p>

改正前	改正後
<p> する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、<u>利用者の居宅を訪問し</u>、利用者に面接すること。 (新設) </p>	<p> する月の翌月から起算して3月に1回 、利用者に面接すること。 <u>イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。</u> <u>(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u> <u>(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u> <u>a 利用者の心身の状況が安定していること。</u> <u>b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u> <u>c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u> <u>ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、</u> </p>

改正前	改正後
<p>イ 利用者の居宅を訪問しない月</p> <p>においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（千葉市指定介護予防サービス等条例第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</p> <p>ウ（略）</p> <p>(17)～(28)（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第33条・第34条（略）</p> <p>（電磁的記録等）</p> <p>第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（第34条において準用する場合を含む。）及び第32条第26号（第34条において準用</p>	<p>利用者に面接すること。</p> <p>エ 利用者の居宅を訪問しない月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（千葉市指定介護予防サービス等条例第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</p> <p>オ（略）</p> <p>(17)～(28)（略）</p> <p>(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。</p> <p>第33条・第34条（略）</p> <p>（電磁的記録等）</p> <p>第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（第34条において準用する場合を含む。）及び第32条第26号（第34条において準用</p>

改正前	改正後
<p>する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(<u>電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)</u>により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録</p> <p style="text-align: right;">により行う</p> <p>ことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>以下 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

新旧対照表（千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

改正前	改正後
<p>千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第4条～第6条（略） （管理者）</p> <p>第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第8条（略）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u></p> <p>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6（略）</p> <p>第9条～第23条（略）</p>	<p>千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第4条～第6条（略） （管理者）</p> <p>第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第8条（略）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第202条の2第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）</u></p> <p>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6（略）</p> <p>第9条～第23条（略）</p>

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の
具体的取扱方針)

第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問
介護看護の方針は、次に掲げるところによる
ものとする。

(1)～(7) (略)

(新設)

(新設)

(8)・(9) (略)

第25条～第33条 (略)

(揭示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護
看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪
問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規
程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看
護従業者の勤務の体制その他の利用申込者
のサービスの選択に資すると認められる重
要事項

を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事
業者は、前項に規定する事項を記載した書面
を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看
護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも
関係者に自由に閲覧させることにより、同項
の規定による揭示に代えることができる。

(新設)

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の
具体的取扱方針)

第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問
介護看護の方針は、次に掲げるところによる
ものとする。

(1)～(7) 略

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護

の提供に当たっては、当該利用者又は他の
利用者等の生命又は身体を保護するため
緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束
その他利用者の行動を制限する行為（以下
「身体的拘束等」という。）を行ってはな
らない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、そ
の態様及び時間、その際の利用者の心身の
状況並びに緊急やむを得ない理由を記録
しなければならない。

(10)・(11) (略)

第25条～第33条 (略)

(揭示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護
看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪
問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規
程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看
護従業者の勤務の体制その他の利用申込者
のサービスの選択に資すると認められる重
要事項(以下この条において単に「重要事項」
という。)を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事
業者は、重要事項 を記載した書面
を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看
護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも
関係者に自由に閲覧させることにより、前項
の規定による揭示に代えることができる。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事
業者は、原則として、重要事項をウェブサイ
トに掲載しなければならない。

第35条～第41条（略）

（記録の整備）

第42条（略）

2（略）

（1）（略）

（2）第20条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

（3）・（4）（略）

（新設）

（5）第28条に規定する 市への通知に係る記録

（6）第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録

（7）第40条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第43条・第44条（略）

第3章 夜間対応型訪問介護

第47条（略）

2（略）

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所 の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4（略）

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所 の定期巡回サービス又は同一敷

第35条～第41条（略）

（記録の整備）

第42条（略）

2（略）

（1）（略）

（2）第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

（3）・（4）（略）

（5）第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（6）第28条の規定による市への通知に係る記録

（7）第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

（8）第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第43条・第44条（略）

第3章 夜間対応型訪問介護

第47条（略）

2（略）

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4（略）

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷

地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 **当該夜間対応型訪問介護事業所**の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 (略)

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は**同一敷地内の**他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該**同一敷地内の**他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

第49条・第50条 (略)

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第51条 (略)

(1)～(4) (略)

地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 **当該指定夜間対応型訪問介護事業所**の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 (略)

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

第49条・第50条 (略)

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第51条 (略)

(1)～(4) (略)

(新設)

(新設)

(5) ~ (7) (略)

第52条~第57条 (略)

(記録の整備)

第58条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項に**規定する** 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(3) 次条において準用する第28条に**規定する** 市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に**規定する** 苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第40条第2項に**規定する** 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第59条 (略)

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

第59条の2・第59条の3 (略)

(5) **指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。**

(6) **前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。**

(7) ~ (9) (略)

第52条~第57条 (略)

(記録の整備)

第58条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項の**規定による** 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) **第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録**

(4) 次条において準用する第28条の**規定による** 市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の**規定による** 苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の**規定による** 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第59条 (略)

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

第59条の2・第59条の3 (略)

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第59条の5～第59条の8 (略)

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 (略)

(1)～(4) (略)

(新設)

(新設)

(5)・(6) (略)

第59条の10～第59条の18 (略)

(記録の整備)

第59条の19 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は 他**の**事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第59条の5～第59条の8 (略)

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)・(8) (略)

第59条の10～第59条の18 (略)

(記録の整備)

第59条の19 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的

(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) (略)

第59条の20～第59条の20の2 (略)

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の20の3において準用する第59条の12に規定する運営規程をいう。第59条の20の3において準用する第34条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜

拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

第59条の20～第59条の20の2 (略)

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の20の3において準用する第59条の12に規定する運営規程をいう。第59条の20の3において準用する第34条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜

間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の20の3において準用する第59条の5第4項」と、第59条の19第2項第2号から第4号までの規定中「次条」とあるのは「第59条の20の3」と

、
同項第5号中「前条第2項」とあるのは「第59条の20の3において準用する第59条の18第2項」と、**同項第6号**中「第59条の17第2項」とあるのは「第59条の20の3において準用する第59条の17第2項」と読み替えるものとする。

第59条の21・第59条の22（略）

第5節（略）

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款（略）

第2款 人員に関する基準

第59条の23（略）

（管理者）

間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の20の3において準用する第59条の5第4項」と、第59条の19第2項第2号

中「次条」とあるのは「第59条の20の3」と、**同項第3号**中「第59条の9第6号」とあるのは「第59条の20の3において準用する第59条の9第6号」と、**同項第4号及び第5号**中「次条」とあるのは「第59条の20の3」と、

同項第6号中「前条第2項」とあるのは「第59条の20の3において準用する第59条の18第2項」と、**同項第7号**中「第59条の17第2項」とあるのは「第59条の20の3において準用する第59条の17第2項」と読み替えるものとする。

第59条の21・第59条の22（略）

第5節（略）

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款（略）

第2款 人員に関する基準

第59条の23（略）

（管理者）

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

第59条の25～第59条の29 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 (略)

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(3)～(5) (略)

第59条の31～第59条の36 (略)

(記録の整備)

第59条の37 (略)

2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

第59条の25～第59条の29 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(7) (略)

第59条の31～第59条の36 (略)

(記録の整備)

第59条の37 (略)

2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理

(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

第59条の38 (略)

第4章 認知症対応型通所介護

第1節 (略)

第2節 人員及び設備に関する基準

第61条 (略)

(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

第63条・第64条 (略)

(利用定員等)

第65条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援

由の記録

(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

第59条の38 (略)

第4章 認知症対応型通所介護

第1節 (略)

第2節 人員及び設備に関する基準

第61条 (略)

(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

第63条・第64条 (略)

(利用定員等)

第65条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援 (法第46条第1項に規定する指定

、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは**指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第130条第7項及び第151条第8項において同じ。）**の運営（第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、**同一敷地内にある**他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えな

居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは**健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設**

の運営（第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えな

い。

2 (略)

第67条～第69条 (略)

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(新設)

(新設)

(5)・(6) (略)

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第71条 指定認知症対応型通所介護事業所

(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条**及び次条**において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 (略)

第72条～第78条 (略)

(記録の整備)

第79条 (略)

い。

2 (略)

第67条～第69条 (略)

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)・(8) (略)

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第71条 指定認知症対応型通所介護事業所

(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 (略)

第72条～第78条 (略)

(記録の整備)

第79条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項に**規定する** 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(3) 次条において準用する第28条に規定する 市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) (略)

第80条 (略)

第5章 小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針

第81条・第82条 (略)

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。**ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されて**

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第20条第2項の**規定による** 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による 市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による 苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

第80条 (略)

第5章 小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針

第81条・第82条 (略)

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。**ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとす**る。

いる場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2・3（略）

第84条～第91条（略）

（指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（1）～（4）（略）

（5）指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）**を行ってはならない。

（6）指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号に**規定する**身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（新設）

2・3（略）

第84条～第91条（略）

（指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（1）～（4）（略）

（5）指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束等**

を行ってはならない。

（6）指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（7）指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、そ

(7)・(8) (略)

第93条～第106条 (略)

(新設)

(記録の整備)

第107条 (略)

2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 第92条第6号に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) (略)

(5) 次条において準用する第20条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(6) 次条において準用する第28条に規定する 市への通知に係る記録

(7) 次条において準用する第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録

の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

(8)・(9) (略)

第93条～第106条 (略)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第107条 (略)

2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 第92条第6号の規定による 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) (略)

(5) 次条において準用する第20条第2項の規定による 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(6) 次条において準用する第28条の規定による 市への通知に係る記録

(7) 次条において準用する第38条第2項の規定による 苦情の内容等の記録

(8) 次条において準用する第40条第2項に**規定する** 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第108条(略)

第6章 認知症対応型共同生活介護

第109条・第110条(略)

(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等**若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所**の職務に従事することができるものとする。

2・3(略)

第112条～第120条(略)

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、**これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により**当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

第122条～第124条(略)

(8) 次条において準用する第40条第2項の**規定による** 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第108条(略)

第6章 認知症対応型共同生活介護

第109条・第110条(略)

(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は 他**の事業所、施設等**

の職務に従事することがで

きるものとする。

2・3(略)

第112条～第120条(略)

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、

当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

第122条～第124条(略)

(協力医療機関等)
第125条(略)
(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(協力医療機関等)
第125条(略)

**2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、
前項の規定に基づき協力医療機関を定める
に当たっては、次に掲げる要件を満たす協力
医療機関を定めるように努めなければならない。**

**(1) 利用者の病状が急変した場合等において
医師又は看護職員が相談対応を行う体制
を、常時確保していること。**

**(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業
者からの診療の求めがあった場合におい
て診療を行う体制を、常時確保しているこ
と。**

**3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、
1年に1回以上、協力医療機関との間で、利
用者の病状が急変した場合等の対応を確認
するとともに、協力医療機関の名称等を、市
長に届け出なければならない。**

**4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、
感染症の予防及び感染症の患者に対する医
療に関する法律(平成10年法律第114
号)第6条第17項に規定する第二種協定指
定医療機関(以下「第二種協定指定医療機関」
という。)との間で、新興感染症(同条第7
項に規定する新型インフルエンザ等感染症、
同条第8項に規定する指定感染症又は同条
第9項に規定する新感染症をいう。以下同
じ。)の発生時等の対応を取り決めるように
努めなければならない。**

**5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、
協力医療機関が第二種協定指定医療機関で
ある場合においては、当該第二種協定指定医
療機関との間で、新興感染症の発生時等の対
応について協議を行わなければならない。**

**6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、
利用者が協力医療機関その他の医療機関に
入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、**

2・3 (略)

第126条 (略)

(記録の整備)

第127条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 第115条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第117条第6項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する 市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第12

退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7・8 (略)

第126条 (略)

(記録の整備)

第127条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 第115条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第117条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条、第104条及び第106条の2規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第12

2条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。

第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業員の員数)

第130条 (略)

2～6 (略)

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

(2) 病院 介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(3) (略)

8～10 (略)

2条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。

第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業員の員数)

第130条 (略)

2～6 (略)

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

(削る)

(2) (略)

8～10 (略)

(新設)

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は 他

等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

第3節（略）

第4節 運営に関する基準

第133～146条（略）

（協力医療機関等）

第147条（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

第3節（略）

第4節 運営に関する基準

第133～146条（略）

（協力医療機関等）

第147条（略）

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

（1）利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

（2）当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければな

(新設)

2 (略)

(記録の整備)

第148条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第136条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第138条第5項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第146条第3項に規定する 結果等の記録

(5) 次条において準用する第28条に規定する 市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第5

らない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 (略)

(記録の整備)

第148条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第136条第2項の規定による 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第138条第5項の規定による 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第146条第3項の規定による 結果等の記録

(5) 次条において準用する第28条の規定による 市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による 苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第5

9条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで**及び第99条**の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第151条 (略)

2～7 (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 病院 栄養士**若しくは**管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)**又は介**

9条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、**第99条及び第106条の2**の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第151条 (略)

2～7 (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 病院 栄養士**又は**管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)

**護支援専門員（指定介護療養型医療施設の
場合に限る。）**

(4) (略)

9～17 (略)

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師

と

の連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(新設)

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、**同一敷地内にある**他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第157条第5項**に規定する** 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由**を記録すること。**

(4) (略)

9～17 (略)

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師**及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関**との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、**他の事業所、施設等**又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第157条第5項**の規定による** 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由**の記録を行うこと。**

(6) 第175条第3項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(7) 第177条において準用する第38条第2項に規定する 苦情の内容等を記録すること。

(協力病院等)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(6) 第175条第3項の規定による 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

(7) 第177条において準用する第38条第2項の規定による 苦情の内容等をの記録を行うこと。

(協力医療機関等)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力

(新設)

2 (略)

(記録の整備)

第176条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第155条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第157条第5項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 前条第3項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(5) 次条において準用する第28条に規定する 市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録

(7) (略)

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の

医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 (略)

(記録の整備)

第176条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第155条第2項の規定による 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第157条第5項の規定による 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 前条第3項の規定による 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(5) 次条において準用する第28条の規定による 市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による 苦情の内容等の記録

(7) (略)

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の

15 及び第59条の17第1項から第4項まで

の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

（勤務体制の確保等）

第187条 （略）

2～4 （略）

（新設）

5 （略）

（準用）

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の

15、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2

の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

（勤務体制の確保等）

第187条 （略）

2～4 （略）

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 （略）

（準用）

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の

15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、同条第7号中「第177条」とあるのは「第189条」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号中「前条第3項」

15、第59条の17第1項から第4項まで、**第106条の2**、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、同条第7号中「第177条」とあるのは「第189条」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号中「前条第3項」

とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、同項第5号、第6号及び第7号中「次条」とあるのは「第189条」と読み替えるものとする。

第9章 看護小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針

第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準条例第63条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

第191条（略）

（管理者）

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等**若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等**の職務に従事することができるものとする。

2・3（略）

第193条～第196条（略）

（指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする

とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、同項第5号、第6号及び第7号中「次条」とあるのは「第189条」と読み替えるものとする。

第9章 看護小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針

第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（法第8条第23項第1号に規定するものに限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準条例第63条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

第191条（略）

（管理者）

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は
他の事業所、施設等

の職務に従事することができるものとする。

2・3（略）

第193条～第196条（略）

（指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする

る。

- (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、**療養上の管理の下で**

妥当適切に行うものとする。

- (2) ～ (6) (略)

(新設)

- (7) ～ (11) (略)

第198条～第200条 (略)

(記録の整備)

第201条 (略)

2 (略)

- (1)・(2) (略)

- (3) 第197条第6号に**規定する** 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (4)・(5) (略)

る。

- (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、**当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を**妥当適切に行うものとする。

- (2) ～ (6) (略)

- (7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

- (8) ～ (12) (略)

第198条～第200条 (略)

(記録の整備)

第201条 (略)

2 (略)

- (1)・(2) (略)

- (3) 第197条第6号の**規定による** 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (4)・(5) (略)

(6) 次条において準用する第20条第2項に**規定する** 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第28条に**規定する** 市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第38条第2項に**規定する** 苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第40条第2項に**規定する** 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) (略)

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで**及び第106条**

の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」

(6) 次条において準用する第20条第2項の**規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第28条の**規定による**市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第38条第2項の**規定による**苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第40条第2項の**規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) (略)

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで、**第106条及び第106条の2**

の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」

と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項の表の中欄」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第202条の2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項の表の中欄」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第202条の2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録

により行うことができる。

2 (略)

以下（略）

以下（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

新旧対照表（千葉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

改正前	改正後
<p>千葉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第4条・第5条（略） （管理者）</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第7条・第8条（略） （利用定員等）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第5</p>	<p>千葉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第4条・第5条（略） （管理者）</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は 他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第7条・第8条（略） （利用定員等）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第5</p>

3条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。))の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。))の運営(第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。))について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

第3節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 (略)

2 (略)

(1) (略)

3条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。))の事業又は介護保険施設若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設

の運営(第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。))について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は

他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、

他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

第3節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 (略)

2 (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物

をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

第12条～第31条 (略)

(揭示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(新設)

第33条～第39条 (案)

(記録の整備)

第40条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第21条第2項に規定する 提供した具

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第90条の2第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

第12条～第31条 (略)

(揭示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項 を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第33条～第39条 (案)

(記録の整備)

第40条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

体的なサービスの内容等の記録
(新設)

(3)第24条に規定する 市への通知に係る
記録

(4)第36条第2項に規定する 苦情の内容
等の記録

(5)第37条第2項に規定する 事故の状況
及び事故に際して採った処置についての
記録

(6) (略)

第4節 介護予防のための効果的な
支援の方法に関する基準

第41条 (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具
体的取扱方針)

第42条 指定介護予防認知症対応型通所介
護の方針は、第4条に規定する基本方針及び
前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に
掲げるところによるものとする。

(1) ~ (9) (略)

(新設)

(新設)

(10) ~ (13) (略)

(14) 第1号から 第12号までの規定は、前号
に規定する介護予防認知症対応型通所介
護計画の変更について準用する。

(1) (略)

(2) 第21条第2項の規定による提供した具
体的なサービスの内容等の記録

(3) 第42条第11号の規定による身体的
拘束その他利用者の行動を制限する行為
(以下「身体的拘束等」という。)の態様
及び時間、その際の利用者の心身の状況
並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第24条の規定による市への通知に係る
記録

(5) 第36条第2項の規定による苦情の内容
等の記録

(6) 第37条第2項の規定による事故の状況
及び事故に際して採った処置についての
記録

(7) (略)

第4節 介護予防のための効果的な
支援の方法に関する基準

第41条 (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具
体的取扱方針)

第42条 指定介護予防認知症対応型通所介
護の方針は、第4条に規定する基本方針及び
前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に
掲げるところによるものとする。

(1) ~ (9) (略)

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の
提供に当たっては、当該利用者又は他の
利用者等の生命又は身体を保護するため
緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘
束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、
その態様及び時間、その際の利用者の心
身の状況並びに緊急やむを得ない理由を
記録しなければならない。

(12) ~ (15) (略)

(16) 第1号から 第14号までの規定は、前号
に規定する介護予防認知症対応型通所介

第3章 介護予防小規模多機能型居宅
介護

第1節・第2節（略）

（管理者）

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。
ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。））、指定訪問介護事業者（千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第66号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第64条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法

護計画の変更について準用する。

第3章 介護予防小規模多機能型居宅
介護

第1節・第2節（略）

（管理者）

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。
ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2・3（略）

第46条（略）

第3節（略）

第4節 運営に関する基準

第49条～第52条（略）

（身体的拘束等の禁止）

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）**を行ってはならない。

2（略）

（新設）

第54条～第63条（略）

（新設）

2・3（略）

第46条（略）

第3節（略）

第4節 運営に関する基準

第49条～第52条（略）

（身体的拘束等の禁止）

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束等**

を行ってはな

らない。

2（略）

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

（2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（3）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的

第54条～第63条（略）

に実施すること。
（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検

(記録の整備)

第64条 (略)

2 (略)

(1)・(2)

(3)第53条第2項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) (略)

(5)次条において準用する第21条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(6)次条において準用する第24条に規定する 市への通知に係る記録

(7)次条において準用する第36条第2項に規定する 苦情の内容等の記録

(8)次条において準用する第37条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 (略)

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第1節～第2節 (略)

第70条～第71条 (略)

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生

討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第64条 (略)

2 (略)

(1)・(2)

(3)第53条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) (略)

(5)次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(6)次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録

(7)次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(8)次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 (略)

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第1節～第2節 (略)

第70条～第71条 (略)

活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

第73条 (略)

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第74条～第78条 (略)

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

第80条～第82条 (略)

(協力医療機関等)

第83条 (略)

(新設)

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等

の職務に

従事することができるものとする。

2・3 (略)

第73条 (略)

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第74条～第78条 (略)

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、

当該共同

生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

第80条～第82条 (略)

(協力医療機関等)

第83条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努め

<p>(新設)</p>	<p>なければならない。</p> <p>(1) <u>利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>3 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u></p> <p>4 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>5 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させ</u></p>

2・3 (略)

第84条 (略)

(記録の整備)

第85条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 第76条第2項に**規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第78条第2項に**規定する**身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第24条に**規定する**市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項に**規定する**苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第37条第2項に**規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除く。)、第56条、第59条**及び第61条**の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者(第5条第1項又は第8条第1項の

ることができるように努めなければならない。

7・8 (略)

第84条 (略)

(記録の整備)

第85条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 第76条第2項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第78条第2項**の規定による**身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第24条**の規定による**市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項**の規定による**苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第37条第2項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除く。)、第56条、第59条、**第61条及び第63条の2**の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介

従業者をいう。以下同じ。）」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 (略)

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第90条の2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。)及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録**(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)**により行うことができる。

2 (略)

以下 (略)

護従業者(第5条第1項又は第8条第1項の従業者をいう。以下同じ。）」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 (略)

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第90条の2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。)及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録

によ

り行うことができる。

2 (略)

以下 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

新旧対照表（千葉市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

改正前	改正後
<p>目次（略）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 人員に関する基準</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u></p> <p style="text-align: right;">をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>第3章（略）</p> <p>第4章 運営に関する基準</p> <p>（緊急時等の対応）</p> <p>第23条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第3条第1項第</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 人員に関する基準</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第54条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）</u>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>第3章（略）</p> <p>第4章 運営に関する基準</p> <p>（緊急時等の対応）</p> <p>第23条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第3条第1項第</p>

<p>1号に掲げる医師 との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。 (新設)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第24条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。</p> <p><u>(協力病院等)</u></p> <p>第32条 <u>指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</u></p>	<p>1号に掲げる医師<u>及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関</u>との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p><u>2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</u></p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第24条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、 他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。</p> <p><u>(協力医療機関等)</u></p> <p>第32条 <u>指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</u></p> <p><u>(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している</u></p>
---	--

<p>(新設)</p>	<p>こと。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(掲示)</p> <p>第33条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項</p> <p>を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設</p>	<p>6 (略)</p> <p>(掲示)</p> <p>第33条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設</p>

に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**同項**の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

(新設)

(記録の整備)

第41条(略)

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第11条第2項に**規定する** 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第14条第5項に**規定する** 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第23条に**規定する** 市町村への通知に係る記録

(5) 第37条第2項に**規定する** 苦情の内容等の記録

(6) 第39条第3項に**規定する** 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**前項**の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第39条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第41条(略)

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第11条第2項の**規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第14条第5項の**規定による**身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第23条の**規定による**市町村への通知に係る記録

(5) 第37条第2項の**規定による**苦情の内容等の記録

(6) 第39条第3項の**規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

<p>第5章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 (勤務体制の確保等)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5 (略)</p> <p>第54条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第8条第1項(第53条において準用する場合を含む。)及び第11条第1項(第53条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第5章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 (勤務体制の確保等)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>第54条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第8条第1項(第53条において準用する場合を含む。)及び第11条第1項(第53条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録</p> <p>により行</p> <p>うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>以下 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

新旧対照表（千葉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

改正前	改正後
<p>千葉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例</p> <p>目次（略）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 人員に関する基準</p> <p>第3条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</p>	<p>千葉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例</p> <p>目次（略）</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 人員に関する基準</p> <p>第3条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）</p>

(4) (略)

7 (略)

第3章 (略)

第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明並びに同意)

第6条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物

をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

第7条～第17条 (略)

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第18条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院 その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2～4 (略)

第19条～第24条 (略)

(管理者による管理)

第25条 介護老人保健施設の管理者は、専ら

(4) (略)

7 (略)

第3章 (略)

第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明並びに同意)

第6条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第54条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）

をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

第7条～第17条 (略)

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第18条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力医療機関 その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2～4 (略)

第19条～第24条 (略)

(管理者による管理)

第25条 介護老人保健施設の管理者は、専ら

当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設（千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第65号）第130条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）又はサテライト型居住施設（同条例第151条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

第27条～第31条（略）

（衛生管理等）

第32条（略）

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における感染症**又は**食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護老人保健施設における感染症**又は**食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3)・(4)（略）

当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、

他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設（千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第65号）第130条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）又はサテライト型居住施設（同条例第151条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

第27条～第31条（略）

（衛生管理等）

第32条（略）

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における感染症**及び**食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護老人保健施設における感染症**及び**食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3)・(4)（略）

(協力病院)

第33条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(協力医療機関等)

第33条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 介護老人保健施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二

(新設)

2 (略)

(掲示)

第34条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、**協力病院**、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項

を掲示しなければならない。

2 介護老人保健施設は、**前項に規定する事項**を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**同項**の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

第35条～第39条の2 (略)

(新設)

種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 (略)

(掲示)

第34条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、**協力医療機関**、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「**重要事項**」という。）を掲示しなければならない。

2 介護老人保健施設は、**重要事項**を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**前項**の規定による掲示に代えることができる。

3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第35条～第39条の2 (略)

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第39条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護

サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第40条（略）

（記録の整備）

第41条（略）

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1）（略）

（2）第11条第4項に規定する 居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

（3）第12条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

（4）第15条第5項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（5）第24条に規定する 市町村への通知に係る記録

（6）第37条第2項に規定する 苦情の内容等の記録

（7）第39条第3項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5章 ユニット型介護老人保健施設の
基本方針並びに施設、設備及び運営に
関する基準

第1節・第2節（略）

第3節 運営に関する基準

第45条～第50条（略）

第40条（略）

（記録の整備）

第41条（略）

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1）（略）

（2）第11条第4項の規定による 居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

（3）第12条第2項の規定による 提供した具体的なサービスの内容等の記録

（4）第15条第5項の規定による 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（5）第24条の規定による 市町村への通知に係る記録

（6）第37条第2項の規定による 苦情の内容等の記録

（7）第39条第3項の規定による 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5章 ユニット型介護老人保健施設の
基本方針並びに施設、設備及び運営に
関する基準

第1節・第2節（略）

第3節 運営に関する基準

第45条～第50条（略）

<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5 (略)</p> <p>第52条～第53条 (略)</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第54条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条第1項（第53条において準用する場合を含む。）及び第12条第1項（第53条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、<u>ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>第52条～第53条 (略)</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第54条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条第1項（第53条において準用する場合を含む。）及び第12条第1項（第53条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録</p> <p>により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>以下 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

新旧対照表（千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

改正前	改正後
<p>千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例</p> <p>目次（略）</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p>第4章 運営に関する基準</p> <p>（内容及び手続の説明並びに同意）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6（略）</p> <p>第8条～第18条（略）</p> <p>（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）</p> <p>第19条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院 その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4（略）</p>	<p>千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例</p> <p>目次（略）</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p>第4章 運営に関する基準</p> <p>（内容及び手続の説明並びに同意）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6（略）</p> <p>第8条～第18条（略）</p> <p>（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）</p> <p>第19条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力医療機関 その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4（略）</p>

第19条～第25条（略）

（管理者による管理）

第26条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、**同一敷地内にある**他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設（千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第65号）第130条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（同条例第151条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

第27条～第33条（略）

（協力病院）

第34条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

第19条～第25条（略）

（管理者による管理）

第26条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、**他の**事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設（千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第65号）第130条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（同条例第151条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

第27条～第33条（略）

（協力医療機関等）

第34条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

（1）入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

（2）当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

（3）入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院

<p>(新設)</p>	<p><u>を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> <p><u>2 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p>
<p><u>2</u> (略)</p> <p>(掲示)</p> <p>第35条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、<u>協力病院</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項</p> <p>を掲示しなければならない。</p>	<p><u>6</u> (略)</p> <p>(掲示)</p> <p>第35条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、<u>協力医療機関</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（<u>以下この条において単に「重要事項」という。</u>）を掲示しなければならない。</p>

2 介護医療院は、**前項に規定する事項**を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**同項**の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

第36条～第40条の2 (略)

(新設)

第41条・第42条 (略)

第5章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第1節・第2節 (略)

第3節 運営に関する基準

第46条～第51条 (略)

(勤務体制の確保等)

第52条 (略)

2～4 (略)

(新設)

2 介護医療院は、**重要事項**を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**前項**の規定による掲示に代えることができる。

3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第36条～第40条の2 (略)

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第40条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第41条・第42条 (略)

第5章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第1節・第2節 (略)

第3節 運営に関する基準

第46条～第51条 (略)

(勤務体制の確保等)

第52条 (略)

2～4 (略)

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよ

5 (略)

第53条～第54条 (略)

(電磁的記録等)

第55条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条第1項(第54条において準用する場合を含む。)及び第13条第1項(第54条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(**電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。**)により行うことができる。

2 (略)

以下 (略)

6 **う努めなければならない。**

6 (略)

第53条～第54条 (略)

(電磁的記録等)

第55条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条第1項(第54条において準用する場合を含む。)及び第13条第1項(第54条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録

により行うことができる。

2 (略)

以下 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

新旧対照表（千葉県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

改正前	改正後
千葉県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	千葉県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
<p>第1条～第8条（略）</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）第16条第5項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>（4）第27条第2項に規定する 苦情の内容等の記録</p> <p>（5）第29条第3項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>第10条・第11条（略）</p> <p>（職員の配置の基準）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>6～12（略）</p> <p>第13条～第24条（略）</p> <p><u>（協力病院等）</u></p>	<p>第1条～第8条（略）</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>（4）第27条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>（5）第29条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>第10条・第11条（略）</p> <p>（職員の配置の基準）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合は、 他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>6～12（略）</p> <p>第13条～第24条（略）</p> <p><u>（協力医療機関等）</u></p>

第25条 養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

第25条 養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当

<p>(新設)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p><u>該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>以下 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

新旧対照表（千葉県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第2条—第31条の2）</p> <p>第3章～第6章（略）</p> <p>附則</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第2条～第8条（略）</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 第15条第5項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第29条第2項に規定する 苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第31条第3項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>第10条～第22条（略）</p> <p>（緊急時等の対応）</p> <p>第22条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第11条第1項第2号に掲げる医師</p> <p>との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p>（新設）</p>	<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第2条—第31条の3）</p> <p>第3章～第6章（略）</p> <p>附則</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第2条～第8条（略）</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 第15条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第31条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>第10条～第22条（略）</p> <p>（緊急時等の対応）</p> <p>第22条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第11条第1項第2号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p>2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力</p>

(施設長の責務)

第23条(略)

2 特別養護老人ホームの施設長は、職員に第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から**第31条の2**までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

第24条～第26条(略)

(協力病院等)

第27条 特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

(新設)

医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(施設長の責務)

第23条(略)

2 特別養護老人ホームの施設長は、職員に第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から**第31条の3**までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

第24条～第26条(略)

(協力医療機関等)

第27条 特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機

<p>(新設)</p>	<p>関の名称等を、市長に届け出なければならない。</p> <p><u>3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p>
<p><u>2</u> (略)</p> <p>第28条～第31条の2 (略)</p>	<p><u>6</u> (略)</p> <p>第28条～第31条の2 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p><u>第31条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。</u></p>

<p>第3章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第32条～第39条（略）</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第40条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>（新設）</p> <p>5（略）</p> <p>第41条（略）</p> <p>（準用）</p> <p>第42条 第3条から第6条まで、第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第24条の2及び第26条から第31条の2までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第36条第7項」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第42条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第31条第3項」とあるのは「第42条において準用する第31条第3項」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から第31条の2まで」とあるのは「第34条及び第36条から第41条まで並びに第42条において準用する第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第24条の2及び第26条から第31条の2まで」と読み替えるものとする。</p> <p>第4章 地域密着型特別養護老人ホームの</p>	<p>第3章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第32条～第39条（略）</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第40条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、<u>ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p>6（略）</p> <p>第41条（略）</p> <p>（準用）</p> <p>第42条 第3条から第6条まで、第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第24条の2及び第26条から第31条の3までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第36条第7項」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第42条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第31条第3項」とあるのは「第42条において準用する第31条第3項」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から第31条の3まで」とあるのは「第34条及び第36条から第41条まで並びに第42条において準用する第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第24条の2及び第26条から第31条の3まで」と読み替えるものとする。</p> <p>第4章 地域密着型特別養護老人ホームの</p>
---	---

基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第43条～第47条（略）

（準用）

第48条 第2条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から第29条まで、**第31条及び第31条の2**の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第48条において準用する第15条第5項」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第48条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第31条第3項」とあるのは「第48条において準用する第31条第3項」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から**第31条の2まで**」とあるのは「第46条及び第47条並びに第48条において準用する第7条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から第29条まで、**第31条及び第31条の2**」と読み替えるものとする。

第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第49条～第51条（略）

（準用）

第52条 第3条から第6条まで、第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第24条の2、第26条から第29条まで、第31条、**第31条の2**、第33条、第34条、第36条、第38条から第41条まで及び第47条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条

基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第43条～第47条（略）

（準用）

第48条 第2条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から第29条まで**及び第31条から第31条の3まで**の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第48条において準用する第15条第5項」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第48条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第31条第3項」とあるのは「第48条において準用する第31条第3項」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から**第31条の3まで**」とあるのは「第46条及び第47条並びに第48条において準用する第7条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から第29条まで**及び第31条から第31条の3まで**」と読み替えるものとする。

第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第49条～第51条（略）

（準用）

第52条 第3条から第6条まで、第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第24条の2、第26条から第29条まで、第31条**から第31条の3まで**、第33条、第34条、第36条、第38条から第41条まで及び第47条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条

<p>第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第52条において準用する第36条第7項」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第52条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第31条第3項」とあるのは「第52条において準用する第31条第3項」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から<u>第31条の2まで</u>」とあるのは「第51条並びに第52条において準用する第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第24条の2、第26条から第29条まで、第31条、<u>第31条の2</u>、第34条、第36条、第38条から第41条まで及び第47条」と読み替えるものとする。</p> <p>以下（略）</p>	<p>第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第52条において準用する第36条第7項」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第52条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第31条第3項」とあるのは「第52条において準用する第31条第3項」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から<u>第31条の3まで</u>」とあるのは「第51条並びに第52条において準用する第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第24条の2、第26条から第29条まで、第31条<u>から第31条の3まで</u>、第34条、第36条、第38条から第41条まで及び第47条」と読み替えるものとする。</p> <p>以下（略）</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

新旧対照表（千葉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

改正前	改正後
<p>千葉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 設備及び運営に関する基準 第3条～第8条（略）</p> <p>（記録の整備） 第9条（略）</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 第17条第4項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第31条第2項に規定する 苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第33条第3項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>第10条（略）</p> <p>（職員配置の基準） 第11条（略） 2・3（略）</p> <p>4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>千葉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 設備及び運営に関する基準 第3条～第8条（略）</p> <p>（記録の整備） 第9条（略）</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 第17条第4項の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第31条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第33条第3項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>第10条（略）</p> <p>（職員配置の基準） 第11条（略） 2・3（略）</p> <p>4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合は、 他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>

5～13（略）

（入所申込者等に対する説明等）

第12条（略）

2（略）

3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。

（1）（略）

（2）**磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物**

をもって調製するファイルに第1項の重要事項を記録したものを交付する方法

4～7（略）

第13条～第26条（略）

（協力医療機関等）

第27条（略）

（新設）

5～13（略）

（入所申込者等に対する説明等）

第12条（略）

2（略）

3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。

（1）（略）

（2）**電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）**をもって調製するファイルに第1項の重要事項を記録したものを交付する方法

4～7（略）

第13条～第26条（略）

（協力医療機関等）

第27条（略）

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

（1）入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制

<p>(新設)</p>	<p>を、常時確保していること。</p> <p><u>(2)当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(掲示)</p> <p>第28条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる</p>	<p>7 (略)</p> <p>(掲示)</p> <p>第28条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる</p>

重要事項

を掲示しなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、**前項に規定する事項**を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**同項**の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

第29条～第33条の2 (略)

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、**交付**、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(**電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。**)により行うことができる。

2 (略)

第35条 (略)

附 則

第1条～第5条 (略)

(軽費老人ホームA型の職員配置の基準)

重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、**重要事項**を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**前項**の規定による掲示に代えることができる。

3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第29条～第33条の2 (略)

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (略)

第35条 (略)

附 則

第1条～第5条 (略)

(軽費老人ホームA型の職員配置の基準)

新旧対照表（千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する条例の一部改正）

改正前	改正後
<p>千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する条例</p> <p>第1条（略）</p> <p><u>（虐待の防止に係る経過措置）</u></p> <p><u>第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新居宅サービス等条例」という。）</u></p> <p><u>第3条第3項及び第39条の2（新居宅サービス等条例第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第167条（新居宅サービス等条例第180条において準用する場合を含む。）、第180条の3、第187条、第203条（新居宅サービス等条例第215条において準用する場合を含む。）、第236条、第247条、第262条、第264条及び第275条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の千葉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等条例」という。）第3条第5項及び第29条の2（新指定居宅介護支援等条例第32条において準用する場合を含む。）、第4条の規定による改正後の千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス条例」という。）第3条第3項及び第40条の2（新地域密着型サービス条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、</u></p>	<p>千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する条例</p> <p>第1条（略）</p> <p><u>（虐待の防止に係る経過措置）</u></p> <p><u>第2条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新居宅サービス等条例」という。）</u></p> <p><u>第3条第3項（新居宅サービス等条例第90条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第39条の2（新居宅サービス等条例第97条において準用する場合に限る。）並びに第5条の規定による改正後の千葉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新介護予防サービス等条例」という。）第3条第3項（新介護予防サービス等条例第88条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第54条の10の2（新介護予防サービス等条例第93条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」とし、新居宅サービス等条例第95条及び新介護予防サービス等条例第91条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に</u></p>

第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、第5条の規定による改正後の千葉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新介護予防サービス等条例」という。）第3条第3項及び第54条の10の2（新介護予防サービス等条例第62条、第74条、第84条、第93条、第123条、第142条（新介護予防サービス等条例第159条において準用する場合を含む。）、第164条の3、第171条、第181条（新介護予防サービス等条例第196条において準用する場合を含む。）、第217条、第234条、第248条、第253条及び第262条において準用する場合を含む。）、第6条の規定による改正後の千葉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防支援等条例」という。）第3条第5項及び第28条の2（新指定介護予防支援等条例第34条において準用する場合を含む。）、第7条の規定による改正後の千葉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス条例」という。）第3条第3項及び第37条の2（新地域密着型介護予防サービス条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）、第8条の規定による改正後の千葉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム条例」という。）第2条第4項及び第30条、第9条の規定による改正後の千葉市

関する事項を除く。）」とする。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設条例」という。）第2条第4項、第39条の2（新指定介護老人福祉施設条例第53条において準用する場合を含む。）及び第43条第3項、第10条の規定による改正後の千葉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設条例」という。）第2条第4項、第39条の2（新介護老人保健施設条例第53条において準用する場合を含む。）及び第43条第3項、第11条の規定による改正後の千葉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム条例」という。）第2条第5項（新特別養護老人ホーム条例第48条において準用する場合を含む。）、第31条の2（新特別養護老人ホーム条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。）及び第33条第3項（新特別養護老人ホーム条例第52条において準用する場合を含む。）、第12条の規定による改正後の千葉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム条例」という。）第2条第4項、第33条の2（新軽費老人ホーム条例附則第10条において準用する場合を含む。）及び附則第3条第4項並びに第13条の規定による改正後の千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院条例」という。）第2条第4項、第40条の2（新介護医療院条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新居宅サービス等条例第29条（新居宅サービス等条例第41条の

3及び第46条において準用する場合を含む。）、第56条（新居宅サービス等条例第62条において準用する場合を含む。）、第76条、第86条、第95条、第106条（新居宅サービス等条例第114条及び第134条において準用する場合を含む。）、第142条、第163条（新居宅サービス等条例第180条の3及び第187条において準用する場合を含む。）、第177条、第200条、第212条、第231条、第244条及び第256条（新居宅サービス等条例第264条及び第275条において準用する場合を含む。）、新指定居宅介護支援等条例第20条（新指定居宅介護支援等条例第32条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス条例第31条、第55条、第59条の12（新地域密着型サービス条例第59条の20の3において準用する場合を含む。）、第59条の34、第73条、第100条（新地域密着型サービス条例第202条において準用する場合を含む。）、第122条、第145条、第168条及び第186条、新介護予防サービス等条例第54条（新介護予防サービス等条例第62条において準用する場合を含む。）、第72条、第82条、第91条、第120条、第138条（新介護予防サービス等条例第164条の3及び第171条において準用する場合を含む。）、第156条、第178条、第193条、第212条、第231条及び第242条（新介護予防サービス等条例第253条及び第262条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等条例第19条（新指定介護予防支援等条例第34条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス条例第27条、第57条及び第80条、新養護老人ホーム条例第7条、新指定介護老人福祉施設条例第27条及び第50条、新介

護老人保健施設条例第28条及び第50条、新特別養護老人ホーム条例第7条（新特別養護老人ホーム条例第48条において準用する場合を含む。）及び第34条（新特別養護老人ホーム条例第52条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム条例第7条（新軽費老人ホーム条例附則第10条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院条例第29条及び第51条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新居宅サービス等条例第31条の2（新居宅サービス等条例第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第167条（新居宅サービス等条例第180条において準用する場合を含む。）、第180条の3、第187条、第203条（新居宅サービス等条例第215条において準用する場合を含む。）、第236条、第247条、第262条、第264条及び第275条において準用する場合を含む。）、新指定居宅介護支援等条例第21条の2（新指定居宅介護支援等条例第32条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス条例第32条の2（新地域密着型サービス条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新居宅サービス等条例第31条の2（新居宅サービス等条例第97条において準用する場合に限る。）及び新介護予防サービス等条例第54条の2の2（新介護予防サービス等条例第93条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

む。)、新介護予防サービス等条例第54条の2の2(新介護予防サービス等条例第62条、第74条、第84条、第93条、第123条、第142条(新介護予防サービス等条例第159条において準用する場合を含む。))、第164条の3、第171条、第181条(新介護予防サービス等条例第196条において準用する場合を含む。))、第217条、第234条、第248条、第253条及び第262条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防支援等条例第20条の2(新指定介護予防支援等条例第34条において準用する場合を含む。))、新地域密着型介護予防サービス条例第28条の2(新地域密着型介護予防サービス条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。))、新養護老人ホーム条例第23条の2、新指定介護老人福祉施設条例第28条の2(新指定介護老人福祉施設条例第53条において準用する場合を含む。))、新介護老人保健施設条例第29条の2(新介護老人保健施設条例第53条において準用する場合を含む。))、新特別養護老人ホーム条例第24条の2(新特別養護老人ホーム条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。))、新軽費老人ホーム条例第24条の2(新軽費老人ホーム条例附則第10条において準用する場合を含む。))並びに新介護医療院条例第30条の2(新介護医療院条例第54条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

第4条～第7条(略)

第4条～第7条(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。